

国立研究開発法人科学技術振興機構
平成28年度 年度計画

平成28年4月1日

国立研究開発法人科学技術振興機構

目次

(前文)	1
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する 目標を達成するためにとるべき措置	1
【全体的事項】	1
1. 「科学技術イノベーション創出の推進」及び 「科学技術イノベーション創出のための科学技術基盤の形成」	1
2. 東日本大震災からの復興・再生への貢献	2
3. 横断的事項に対する措置	2
【個別事項】	3
1. 科学技術イノベーション創出に向けた研究開発戦略立案機能の強化	3
①科学技術イノベーション創出に向けた調査・分析及び研究開発戦略の 提案	3
②低炭素社会実現のための調査・分析及び社会シナリオ・戦略の提案	4
2. 科学技術イノベーションの創出	6
(1) 科学技術イノベーション創出の推進	6
①戦略的な研究開発の推進	6
②産学が連携した研究開発成果の展開	10
③東日本大震災からの復興・再生への支援	19
④国際的な科学技術共同研究等の推進	20
⑤国立研究開発法人を中核としたイノベーションハブの構築	23
⑥知的財産の活用支援	24
⑦革新的新技術研究開発の推進	26
(2) 科学技術イノベーション創出のための科学技術基盤の形成	26
①知識インフラの構築	26
a. 科学技術情報の流通・連携・活用の促進	26
b. ライフサイエンスデータベース統合の推進	28
②科学技術イノベーションを支える人材インフラの構築	29
a. 次世代の科学技術を担う人材の育成	29
b. 科学技術イノベーションに関与する人材の支援	32
c. 海外との人材交流基盤の構築	32
(i) 外国人研究者宿舎の提供	32
(ii) 科学技術分野におけるアジアとの青少年交流の促進	33

d. プログラム・マネージャーの育成	34
e. 公正な研究活動の推進	35
③コミュニケーションインフラの構築	35
3. その他行政等のために必要な業務	37
(1) 関係行政機関からの受託等による事業の推進	37
(2) 戦略的イノベーション創造プログラム（S I P）の実施	37
II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	38
1. 組織の編成及び運営	38
2. 業務の合理化・効率化	38
3. 財務内容の改善	39
III 予算、収支計画及び資金計画	39
IV 短期借入金の限度額	39
IV. 2. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合 には、当該財産の処分に関する計画	39
V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	39
VI 剰余金の使途	40
VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項	40
1. 施設及び設備に関する計画	40
2. 人事に関する計画	40
(1) 人材配置	40
(2) 人材育成	40
(3) 計画的合理化	40
3. 中期目標期間を超える債務負担	41
4. 積立金の使途	41
(別紙)	
III 予算、収支計画及び資金計画	42
1. 予算	42
2. 収支計画	45
3. 資金計画	48

(前文)

独立行政法人通則法第三十一条第一項により、国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「機構」という）の平成 28 年度の業務運営に関する計画を次のとおり定める。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

【全体的事項】

1. 「科学技術イノベーション創出の推進」及び「科学技術イノベーション創出のための科学技術基盤の形成」

機構は、科学技術基本計画の中核的实施機関として、「科学技術イノベーション創出の推進」と「科学技術イノベーション創出のための科学技術基盤の形成」の2つの柱により、科学技術基本計画を踏まえ、以下のとおり事業を実施する。

(1) 科学技術イノベーション創出の推進

- ① 「科学技術イノベーション政策」の一体的展開を実現するため、機構は、バーチャル・ネットワーク型研究所を構築して、文部科学省が示す政策に沿った（i）基礎研究の実施、（ii）基礎研究の成果（以下「新技術」という）と産業界のニーズを結びつける戦略的な産学連携事業を一体的に実施する。
- ② このため機構は、事業を統括し、部門横断的な戦略を立案する体制の構築やこの戦略に基づく各部門における事業の実施、部門間の情報共有、各プログラムディレクターによる意見交換を通じた各プログラム間の連携強化、研究開発成果のモニタリング等の取組を行う。
- ③ 機構の実施する研究開発が国際的に高い水準を維持し、イノベーションシステムの国際競争力強化に貢献するため、「科学技術イノベーション創出」における各プログラムの国際化を進める。また、相互裨益の観点に基づいて国際科学技術協力を進め、世界と協働した国際研究開発活動の戦略的展開を強化する。
- ④ 人文・社会科学の視点を入れて、社会的・産業的なニーズ把握、波及効果分析を行い、実用化までも見据えた提言を行う。

(2) 科学技術イノベーション創出のための科学技術基盤の形成

- ① 「研究情報基盤の整備」等を推進するため、研究成果をはじめとする科学技術情報の収集・提供体制を充実・強化する。
- ② 「「人材とそれを支える組織の役割」の一層の重視」を推進するため、機構は、優れた素質を持つ児童生徒等の発掘と才能を伸ばす取組の強化など、次世代人材等の育成に向けた効果的な取組を行う。
- ③ 「社会とともに創り進める政策の実現」を推進するため、機構は、研究者のアウトリーチ活動を促進するとともに、科学技術が社会に理解、信頼されて持続的に受容されるべく社会との意思疎通を図る双方向の対話活動の促進やその手法開発、さらには交流の場を提供する科学技術コミュニケーション活動の取組を行う。

2. 東日本大震災からの復興・再生への貢献

機構は、東日本大震災からの復興・再生へ貢献するために実施した施策に関し、研究開発の内容、成果等を把握し、分かりやすく社会に向けて情報発信するとともに、機構の事業を活用することにより、引き続き東日本大震災からの復興・再生に貢献する。

3. 横断的事項に対する措置

- (1) 科学技術イノベーション創出を効果的に推進するため、互いに密接に関連する「科学技術イノベーション創出の推進」と「科学技術イノベーション創出のための科学技術基盤の形成」について、各事業で共通的に利用する情報の共有化や事業実施上の手法やノウハウ、ネットワーク等の他への展開などにより、事業間の連携を強化する。
- (2) 各事業の実施にあたっては、大学、民間企業、経済界、行政機関、地方自治体、独立行政法人、公益法人、非営利団体などの様々な国内主体に加え、海外の研究機関等との関係性を強化するとともに、新たな関係性の構築に努める。特に、学術研究の成果を科学技術イノベーションに資する研究につなげていくため、独立行政法人日本学術振興会との連携を強化する。
- (3) 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」等を踏まえ機構が事業毎に定める規則に基づき、研究開発課題、研究開発領域、事業の運営方法等について外部有識者の参画による事前評価、中間評価、事後評価及び追跡評価を実施し、評価結果をその後の事業の運営に反映させ、PDCA サイクル [Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Act (改善) サイクル] を実施する。また、評価結果については、ホームページ等により公表し、国民への説明を積極的に行う。
- (4) 事業の実施状況や成果を把握し、成果集、説明会、シンポジウム、ホームページなどを通して社会に向けて情報発信するとともに、その波及効果の把握に努める。その際、「震災からの復興と再生の実現」、「グリーンイノベーションの推進」、「ライフイノベーションの推進」及び「我が国が直面する重要課題」等について、機構が社会の要請にどのように応え、国民生活へ還元しているかという観点から、成果の活用状況や社会・経済への影響を取りまとめて分かりやすく発信する。
- (5) 先進諸国に加えて新興国等との連携・協力の在り方に関し、海外事務所や研究開発戦略センター等の調査・分析機能を活用して策定した第3期中期計画に係る国際戦略に基づき、国際活動を戦略的に推進する。
- (6) 総合科学技術会議・イノベーション及び文部科学省の方針を踏まえ、競争的資金制度を所管する関係府省で構築した研究開発管理システムを活用した研究費の不合理な重複及び過度の集中の排除、告発窓口や応募制限等による研究費の不正使用及び不正受給並びに研究上の不正の防止対策を強化するとともに、公正で透明性の高い審査体制の確立と実施、研究資金の柔軟な使用ルールの確立等の競争的資金等に係る制度改革を推進する。
- (7) 科学技術分野における女性の活躍促進を図るため、機構業務に係る男女共同参画推進計画を推進する。また、優秀な海外の人材を我が国へ招へいし活用するという観点から、海外事務所等を活用した機構事業の周知や外国人研究者の機構の事業への参画を推進する。

【個別事項】

1. 科学技術イノベーション創出に向けた研究開発戦略立案機能の強化

①科学技術イノベーション創出に向けた調査・分析及び研究開発戦略の提案

機構の業務全般の効果的・効率的な運営に資するため、国内外の科学技術政策及び研究開発の動向、社会的・経済的ニーズ等について調査・分析を行い、重点的に推進すべき研究開発領域・研究開発課題の特定、科学技術システムの改善等について質の高い提案を行う。

[推進方法]

i. 科学技術イノベーション創出に向けた調査・分析

イ. 国内外の科学技術政策及び研究開発の動向等について、俯瞰ワークショップの開催等により、研究者、技術者及び政策担当者をはじめとする広範な関係者の参加を得ながら、科学技術分野の俯瞰、社会的期待の分析、海外事務所の活用等による海外の情報収集及び比較等により調査・分析を行う。なお、科学技術分野の俯瞰においては、科学技術の主要分野について、分野の全体像、研究開発領域、各国の戦略等を整理し、研究開発の俯瞰報告書を取りまとめる。

ii. 中国の科学技術政策等の調査・分析

イ. 飛躍的な経済成長を遂げ科学技術の振興を強力に進めている中国における重要科学技術政策や研究開発の動向及び関連する経済・社会状況について、幅広い視点から双方向の発信を重視し交流・連携を推進しデータの収集・整理を行い、重点的に調査・分析する。

iii. 科学技術イノベーション創出に向けた研究開発戦略の提案

イ. 上記の調査・分析の結果に基づき、科学技術未来戦略ワークショップの開催等により、研究者、技術者及び政策担当者をはじめとする広範な関係者の参加を得ながら、今後重要となる分野、領域、課題及びその研究開発の推進方法等を系統的に抽出し、人文・社会科学の視点を取り入れ、実用化までも見据えて、戦略プロポーザル等として取りまとめ提案を行う。また、文部科学省が推進する科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」事業の一環として、関係機関と連携しながら「客観的根拠に基づく政策形成」の実現に向けた取り組みを行い、事業で得られた成果を提案に活用することを検討する。

iv. 成果の活用及び公表・発信

イ. 機構をはじめ文部科学省や関係府省等に対して、我が国として重点的に推進すべき研究開発戦略の提案を行う。

ロ. 各種報告書及び調査・分析結果等について、我が国の科学技術政策等に活用されるよう国及び政府関係機関等に提供するとともに、ホームページ等を活用して広く国民に向けて情報発信する。また、自らが行った提案の活用状況を把握し、ホームページを活用して情報発信する。

ハ. 幅広い視点から収集・整理した日中の科学技術情報や調査・分析結果について、報告書等により広く情報提供する。なお、日中の交流・連携に資するため、ホームページを活用して、中国の科学技術政策等の情報を日本語で発信し、また我が国の科学技術政策等の情報を中国語で発

信する。

v. 評価と評価結果の反映・活用

- イ. 科学技術と社会の関係をより重視して提言を作成するように努めるとともに、研究開発戦略センターアドバイザー委員会において、研究開発領域・研究開発課題、科学技術システムの改善等が質の高い内容であること、検討過程の合理性、情報発信の妥当性、並びに提案の活用状況について評価を行い、評価結果を事業の運営に反映させる。
- ロ. 中国総合研究交流センターアドバイザー委員会において、中国総合研究交流センターにおける交流・連携、調査・分析及び情報発信の妥当性について評価を行い、評価結果を事業の運営に反映させる。

vi. その他、推進すべき事項

- イ. 業務に係る男女共同参画を推進する。

②低炭素社会実現のための調査・分析及び社会シナリオ・戦略の提案

機構は、我が国の経済・社会の持続的発展を伴う、科学技術を基盤とした明るく豊かな低炭素社会の実現に貢献するため、望ましい社会の姿を描き、その実現に至る道筋を示す社会シナリオ研究を推進し、低炭素社会実現のための社会シナリオ・戦略の提案を行う。

[推進方法]

i. 社会シナリオ研究の推進及び社会シナリオ・戦略の提案

- イ. 人文・社会科学と自然科学の幅広い分野の研究者・有識者等を任期付きで雇用し、社会シナリオ研究の実施体制を構築する。研究の推進にあたっては、関連機関と連携を行いつつ進める。なお、戦略推進委員会から本事業の活動や成果について適切なアドバイスを受け、業務運営及び研究の方向性に反映させる。
- ロ. 定量的技術システム研究と定量的経済・社会システム研究を相互にフィードバックを図りながら統合的に推進し、低炭素社会システムの構築を図り、社会実装に向けて展開する。定量的技術システム研究では、これまで検討してきた太陽電池、蓄電池、燃料電池、バイオマス、風力発電、中小水力発電、地熱発電、二酸化炭素貯留（CCS）等の低炭素技術・構成技術について調査・分析を行い、低炭素社会実現に向けてコアとなる重要研究課題を特定する。さらに、短期的・中長期的な見通しにより評価対象となる低炭素技術を拡張し、最新の研究成果を取り込む。個別の低炭素技術・構成技術の評価に加え、電力等エネルギーシステムの一環としての評価、及びエネルギーシステム全体の視点での評価を行う。これら低炭素技術を社会に導入した際の経済・環境への効果を算定するとともに、低炭素社会実現に向けた社会実証・社会実験を行い、低炭素技術の普及のための消費行動・市場の変化を実現する仕組みの検討、都市のエネルギー効率の向上等に向けた研究課題の検討に着手し、社会シナリオの充実につながる定量的経済・社会システム研究を推進する。地域の発展を起点とした仕組みづくりに向け、地域社会における経済効果の算定・解析を行う。並びに、発展途上国を含む世界各国の省エネルギーを

通じたエネルギーコストの削減の調査・分析、各国における温室効果ガス排出削減の施策の調査・分析等を行い、その結果が我が国の低炭素社会構築に反映できる国際戦略の作成を継続する。また、社会シナリオ研究の推進にあたっては、機構の関連する事業とのネットワークを形成する。併せて、国、地方自治体等の政策立案主体との意見交換を行うとともに、講演会等の開催を通じて低炭素社会実現のための科学技術、社会及び経済の課題を議論する。

ii. 成果の活用及び公表・発信、普及に向けた取組

- イ. 上記の活動を通じて得られた成果等を機構の業務の効果的・効率的な運営に活用する。
- ロ. 得られた成果等を、ホームページ等を活用し、国、大学、企業、地方自治体等の関係機関の有識者・専門家及び広く国民に向けて積極的に発信、社会シナリオ研究の成果を普及する。将来の低炭素社会を担う年齢層への発信にあたっては理解増進の方法を活用するとともに、発信に際して得られた知見を理解増進を図るための発信方法に反映する。

iii. 評価と評価結果の反映・活用

- イ. 機構は、研究開発の進捗状況を把握し、中期計画の目標との比較検証を行い、必要に応じて事業の運営に反映させる。
- ロ. 社会シナリオ・戦略が低炭素社会実現に資する質が高い成果であること、社会シナリオ・戦略が国、地方自治体等の政策立案等に活用されていることの各項目について、低炭素社会戦略センター評価委員会を開催し、評価を開始する。

iv. その他、推進すべき事項

- イ. 業務に係る男女共同参画を推進する。

2. 科学技術イノベーションの創出

(1) 科学技術イノベーション創出の推進

①戦略的な研究開発の推進

(i) 課題達成型の研究開発の推進

機構は、我が国が直面する重要な課題の達成に向けて、文部科学省が定めた、社会的・経済的ニーズを踏まえた戦略目標や文部科学省が策定した研究開発戦略、実社会の具体的な問題解決を目指した目標、といった戦略的な目標等のもと、課題達成型の研究領域等を組織の枠を超えて時限的に設定し、科学技術イノベーションにつながる創造的な新技術の創出のための研究開発を推進する。具体的には、戦略目標の実現に資する創造的な新技術の創出に向けた基礎研究（以下「新技術シーズ創出研究」という）、中長期にわたって温室効果ガスの削減を実践するための従来技術の延長線上にない新たな科学的・技術的知見に基づいた革新的技術の研究（以下「先端的低炭素化技術開発」という）、社会を直接の対象として、自然科学と人文・社会科学の双方の知見を活用した、関与者との協働による研究開発（以下「社会技術研究開発」という）をそれぞれ推進する。加えて、新技術シーズ創出研究の推進にあたっては、科学技術イノベーションを創出し、実用化を目指す観点から、基礎研究から研究成果の展開に至るまでを切れ目なく担うにふさわしい施策へ見直し、有望な成果について、イノベーション指向のマネジメントによって研究を加速・深化する。

[推進方法]

【新技術シーズ創出研究】

i. 研究領域及び研究総括の選定

- イ. 文部科学省が示す戦略目標に基づき、新規研究領域及び研究総括の事前調査を行う。
- ロ. 新規領域の事前調査結果を踏まえ、原則として外部有識者・専門家の参画による事前評価を行い適切な時期までに研究領域を選定及び研究総括（プログラムオフィサー）を指定する。また、必要に応じて海外の有識者・専門家の参画を図る。研究総括が自ら研究を実施する場合の研究領域と研究総括については、概ね年内を目処に決定する。
- ハ. 研究領域について事業の趣旨を踏まえ戦略目標に資する視点から選定し、研究総括（プログラムオフィサー）については指導力、洞察力、研究実績等の総合的な視点から卓越した人物を選定し、詳細な理由を公表する。

ii. 研究者及び研究課題の選抜

- イ. 研究総括（プログラムオフィサー）が示す研究領域運営及び研究課題の選考に関する方針を募集要項において明らかにした上で、研究提案の公募を行う。研究領域の趣旨に合致した提案であるかという視点及び独創的で大きなインパクトが期待できる研究提案であるかという視点等から研究総括（プログラムオフィサー）及び外部有識者・専門家が事前評価を行い、研究費の不合理な重複や過度の集中を排除した上で、採択課題を決定する。

iii. 研究の推進

- イ. 研究総括（プログラムオフィサー）の運営方針のもと、研究課題の特性や進展状況などに応じ

た効果的な研究を推進する。継続 80 研究領域 695 課題については、年度当初より研究を実施し、また新規課題及び研究総括が自ら研究を実施する新規領域については年度後半を目処に研究を開始する。

- ロ．研究の推進にあたり、研究領域の特色を活かした運営形態を構築するとともに、新規課題の採択決定後速やかに研究に着手できるよう、事業実施説明会等を開催するとともに、研究契約の締結等に係る業務を迅速に行う。
- ハ．研究総括（プログラムオフィサー）と研究者との間で密接な意思疎通を図る。
- ニ．効果的な研究を推進するため、研究課題採択時に研究計画を精査する。また、研究の進捗及び研究費の使用状況を把握するとともに、研究の進捗に応じた研究計画の機動的な見直し、研究費の柔軟な配分を行う。その際、研究費の不合理的な重複や過度の集中を排除する。
- ホ．研究成果の社会還元に向け、知的財産の形成に努めるとともに、機構の技術移転制度等を積極的に活用して成果の展開を促進する。
- ヘ．研究から創出される特に有望な革新的な成果について、イノベーション指向の適切な課題進行管理が可能な体制を編成して研究開発を推進し、当該成果の展開を加速・深化させる。
- ト．事業の推進にあたり、海外人材の活用、海外機関との協力、研究成果の国際発信等、国際化への取組を進める。

iv．評価と評価結果の反映・活用

- イ．6 研究領域及び 48 課題について、適切に外部有識者・専門家の参画による中間評価を実施し、評価結果をその後の資金配分や研究計画の変更等に反映させる。
- ロ．15 研究領域及び 184 課題について、適切に外部有識者・専門家の参画による事後評価を実施し、評価結果を速やかに公表する。なお、研究領域の事後評価においては、研究領域及び研究総括の選定が適切であったか等に関する評価を行い、必要に応じて今後の研究領域選定に反映させる。
- ハ．中期計画の目標値との比較検証を行い、必要に応じて評価結果を事業の運営に反映させる。
- ニ．5 研究領域を対象に、科学技術的、社会的、経済的波及効果等を検証するため、外部有識者・専門家による追跡評価を実施し、必要に応じて事業の運営に反映させ、評価結果を速やかに公表する。
- ホ．基礎研究の論文被引用回数、国際的な科学賞の受賞数、招待講演数、成果展開した数等の定量的指標を活用し、本事業における研究が国際的に高い水準にあることを検証し、必要に応じて事業の運営に反映させる。
- ヘ．科学技術イノベーションの創出に資すると期待できる研究成果の展開状況を把握すべく、研究領域終了後 1 年を目途に成果の発展・展開を目指す諸制度での採択、民間企業との共同研究の実施等を調査し、中期計画の目標値との比較検証を行い、必要に応じて結果を事業の運営に反映させる。

v．成果の公表・発信

- イ．研究内容、研究成果に係る論文発表、口頭発表、特許出願の状況及び成果の社会・経済への波及効果等について把握するとともに、研究成果について報道発表、ホームページ、メールマガジン等を活用して、知的財産等の保護に配慮しつつ、分かりやすく社会に向けて情報発信する。

ロ．研究者に対する事業実施説明会をはじめとする関係の会議を通じて、研究者自らも社会に向けて研究内容やその成果について情報発信するよう促す。

vi．その他、推進すべき事項

イ．業務に係る男女共同参画を推進する。

ロ．研究活動の効果的推進と男女共同参画の取組の一環として、研究に参画しライフイベント（出産・育児・介護）に直面している研究者の支援を目的に、当該研究者の研究促進又は負担軽減のための研究費支援等の取組を実施する。

【先端的低炭素化技術開発】

i．技術領域及び運営総括の選定

イ．文部科学省が策定する研究開発戦略のもと、温室効果ガスの削減を中長期にわたって継続的かつ着実に進めていくため、今後の温室効果ガスの排出を大幅に削減しうる革新的な技術の研究開発を行う。

ロ．外部有識者・専門家の参画による事前評価を経て、新規の実用技術化プロジェクト、革新技術領域及び特別重点技術プロジェクト（以下、「技術領域」とする。）並びに運営総括（プログラムオフィサー）を決定する。技術領域については、中長期にわたって温室効果ガスを大幅に削減しうる革新的な技術の研究開発であるものとし、運営総括（プログラムオフィサー）については指導力、洞察力、研究開発実績等の総合的な視点から卓越した人物を選定する。

ii．研究開発者及び研究開発課題の選抜

イ．技術領域運営及び研究開発課題の選考に関する運営総括（プログラムオフィサー）の方針を募集要項において明らかにし、研究開発提案の公募を行う。温室効果ガスを大幅に削減しうる研究開発提案であるかという視点から運営総括（プログラムオフィサー）及び外部有識者・専門家が事前評価を行い、研究費の不合理な重複や過度の集中を排除した上で、採択課題を決定する。

iii．研究開発の推進

イ．運営総括（プログラムオフィサー）のもと、中心研究者を置き研究開発プロジェクトを組織し中長期にわたって温室効果ガスを大幅に削減しうる革新的な技術の創出に向けて効果的に研究開発を推進する。

ロ．運営総括（プログラムオフィサー）の運営方針のもと、研究開発課題の特性や進展状況などに応じた効果的な研究開発を推進する。昨年度に引き続き、実用技術化プロジェクト、革新技術領域及び特別重点技術プロジェクトへの再編を継続する。なお、新規課題については年度後半を目処に研究開発を開始する。

ハ．研究開発の推進にあたり、技術領域の特色を活かした領域運営形態を構築するとともに、新規課題の採択決定後速やかに研究開発に着手できるよう、ステージゲート評価の時期や目標を含めた研究計画の策定や研究契約の締結等に係る業務を迅速に行う。

ニ．運営総括（プログラムオフィサー）と研究者との間で密接な意思疎通を図る。

ホ．研究開発成果に基づく知的財産の形成に努める。

へ. 効果的な研究開発を推進するため、研究開発課題採択時に研究計画を精査するとともに研究開発の進捗及び研究開発費の使用状況を把握し、研究開発の進捗に応じた研究計画の機動的な見直し、研究開発費の柔軟な配分を行う。

iv. 評価と評価結果の反映・活用

イ. 研究開発の進捗状況やマネジメントの評価を目的として平成 27 年度に外部有識者・専門家の参画により開催した先端的低炭素化技術開発国際評価委員会での結論をとりまとめ、中期計画で定めた目標の達成状況に関する評価結果を得る。得られた評価結果をその後の資金配分や研究開発計画の変更等、事業の運営に反映させる。

ロ. 研究開発開始から 10 年程度経過時点での実用化の見通しが得られるようにするため、研究開発の進捗に応じて、研究開発の継続・拡充・中止などのステージゲート評価を実施する。

v. 成果の公表・発信

イ. 研究内容、研究成果に係る論文発表、口頭発表、特許出願の状況及び成果の社会・経済への波及効果等について把握するとともに、研究成果について報道発表、ホームページ、メールマガジン等を活用して、知的財産などの保護に配慮しつつ、分かりやすく社会に向けて情報発信する。

ロ. 研究者に対する事業説明をはじめとする関係の会議を通じて、研究者自らも社会に向けて研究内容やその成果について情報発信するよう促す。

vi. その他、推進すべき事項

イ. 業務に係る男女共同参画を推進する。

【社会技術研究開発】

i. 研究開発領域の設定及び領域総括の選定

イ. 社会技術研究開発に係る動向調査及び新規研究開発領域の事前調査等を行うとともに、社会における関与者ネットワークを構築し、次年度以降の新規研究開発領域の設定に向けて、社会が抱える具体的な問題に関する調査・分析を行う。

ロ. 文部科学省が示す方針並びに関与者を交えたワークショップ等での検討結果を踏まえ、新規研究開発領域案及び領域総括候補の事前評価を行う。また、事前評価の結果を踏まえ、新規研究開発領域の設定及び領域総括の選定を行うとともに公表する。

ii. 研究者及び研究開発課題の選抜

イ. 研究開発領域の運営及び研究開発課題の選考にあたっての方針を募集要項で明らかにし、研究開発提案の公募を行う。研究開発領域の趣旨に合致した提案であるかという視点から領域総括及び外部有識者・専門家が事前評価を行い、研究開発費の不合理な重複や過度の集中を排除した上で、採択課題を決定する。

iii. 研究開発の推進

イ. 継続 3 研究開発領域・2 プログラム及び 36 課題については年度当初より研究開発を実施し、新

規課題については年度後半より研究開発を実施する。その際、領域総括・プログラム総括と研究開発実施者との間で密接な意思疎通を図り、領域総括・プログラム総括のマネジメントのもと、研究開発領域・プログラムの目標や研究開発課題の目標の達成に向けて、効果的に研究開発を推進する。

- ロ. 研究開発費が有効に使用されるよう、研究開発の進捗及び研究開発費の使用状況を把握し、柔軟かつ弾力的な研究開発費配分を行う。
 - ハ. 国（公的研究開発資金）等による、現実の社会問題を解決するための研究開発により創出された成果を活用・展開して、社会における具体的な問題を解決する取組として支援する対象を公募し、現実の社会問題の解決に資するかという視点から、外部有識者・専門家の参画により透明性と公平性を確保した上で、支援する取組の事前評価を行う。各取組において設定した社会問題の解決が図れるよう、効果的に支援を行う。
- 二. 機構における複数の研究開発成果等を集約・統合し、社会における具体的な問題の解決に向けて効果的に社会に実装する取組の支援を行う。

iv. 評価と評価結果の反映・活用

- イ. 2 研究開発領域について、外部有識者・専門家の参画による中間評価を実施し、評価結果をその後の研究開発領域運営に反映させる。
 - ロ. 1 プログラム及び 12 課題について、十分な成果が得られたかとの視点から外部有識者・専門家の参画による事後評価を実施し、中期計画の目標値との比較検証を行い、必要に応じて評価結果を事業の運営に反映させる。
 - ハ. その他、社会技術研究開発センターの活動及びプログラムについて、外部有識者・専門家の参画による振り返りを行い、結果をその後の運営に反映させる。
- 二. 課題終了後 1 年を目途に、社会において研究成果を活用・実装する主体との協働や成果の活用などの社会還元につながる活動の状況を調査し、中期計画の目標値との比較検証を行い、必要に応じて結果を事業の運営に反映させる。
- ホ. 研究開発課題の追跡調査を実施する。

v. 成果の公表・発信・活用

- イ. 研究開発の内容、研究開発の成果、その成果の活用状況及び社会・経済への波及効果について把握し、知的財産などの保護に配慮しつつ、主催する研究開発領域・プログラムのシンポジウムやホームページ等を通じて、分かりやすく社会に向けて情報発信する。
- ロ. 関与者ネットワークの活用などを通して、研究開発成果の社会への活用及び展開を図る。
- ハ. 課題実施者自らも、社会に向けて研究内容やその成果について情報発信するよう促す。

vi. その他、推進すべき事項

- イ. 業務に係る男女共同参画を推進する。

②産学が連携した研究開発成果の展開

機構は、大学等における基礎研究により生み出された新技術を基に、柔軟な運営により企業が単独では実施しづらい基盤的かつ挑戦的な研究開発を推進することで、科学技術イノベーション創出

に貢献する。具体的には、大学等における有望な技術シーズの発掘から事業化に至るまでの研究開発段階や目的に応じた、最適な支援タイプの組み合わせによる中長期的な研究開発、産業界に共通する技術的な課題の解決に資する研究開発、機構が配置する専門人材が戦略的に地域の企業ニーズを把握し、地域の枠組みを越えて全国の大学等発シーズと結びつけ、共同研究から事業化に導く取組、事業化ノウハウを持った専門人材を活用したベンチャー企業の創出に資する研究開発等の推進、テーマを設定した、コンソーシアム形式による大規模かつ長期的な研究開発、地域の優位性ある研究開発資源を、組織分野を越えて統合的に運用するとともに、成果の社会実装・地域産業の発展についてのビジョンに基づき、地域外の優れた資源も取り込んだ研究開発等を通じた地域産学官連携プラットフォームの形成、最先端かつ独創的な研究開発成果の創出に資する先端計測分析技術・機器の研究開発等を推進する。

また、機構の研究開発成果を実用化する事業を行うベンチャー企業の設立・増資に際して出資又は人的・技術的援助を実施する事業（以下「出資事業」という）を行う。

[推進方法]

【最適な支援タイプの組み合わせによる中長期的な研究開発】

i. 運営方針

イ. 開発主監（プログラムディレクター）の運営方針のもと、大学等における有望な技術シーズの可能性検証から事業化に至るまでの研究開発段階や目的に応じた、最適な支援タイプの組み合わせにより、大学等における新産業の芽となりうる技術シーズの顕在化と実用化に努める。

ii. 民間資源の活用

イ. シーズ育成タイプをマッチングファンド形式で運用することにより、民間企業負担を促進する。
ロ. 金融機関等と連携し、民間資源の積極的な活用を図り、成果の普及及び活用の促進を行う。

iii. 研究開発課題の選抜

イ. プログラムオフィサーを選定し、外部有識者・専門家の参画を得つつ、大学等の研究成果に基づく、企業等のポテンシャルを活用した研究開発及び企業化開発、機構の課題達成型の研究開発等の顕著な成果に基づくテーマを設定した研究開発、産業界に共通する技術的な課題の解決に資する研究開発に係る研究開発課題を公募する。
ロ. 課題の新規性、課題の目標の妥当性、イノベーションの創出の可能性、国の他制度との連携等の視点から選考する。また、必要に応じて、支援タイプの変更等による研究開発計画の最適化案を提案者に提示し、研究開発条件、支援形態についての調整を行う。その際、研究開発費の不合理な重複や過度の集中を排除する。
ハ. 研究開発課題の公募にあたっては、文部科学省が進める革新的イノベーション創出プログラム（以下「COI STREAM」という）に係るビジョン等を踏まえ実施する。

iv. 研究開発の推進

イ. プログラムオフィサーの運営方針のもと、研究開発課題の目標の達成に向けて、研究開発リスクや研究開発の段階等課題の特性に応じた効果的な研究開発を推進し、知的財産の形成に努める。また、COI STREAMに係るものについては、文部科学省と連携を図りつつ、社会的課題に対

応した研究開発課題を推進する。

ロ．継続 91 課題については、年度当初より研究開発を実施し、また新規課題については採択後速やかに研究開発を推進する。

ハ．研究開発の進捗に応じて研究開発計画を機動的に見直し、研究開発費の柔軟な配分を行う。

v．評価と評価結果の反映・活用

イ．前年度及び今年度 11 月末までに終了した 498 課題について、研究開発目標の達成度及び新産業創出等の視点から外部有識者・専門家の参画により、課題の事後評価を実施し、必要に応じて評価結果を事業の運営に反映させる。

ロ．終了後原則として約 3 年を経過した 1,302 課題について、追跡調査を実施し、中期計画の目標値との比較検証を行い、必要に応じて結果を事業の運営に反映させる。

ハ．委託開発の平成 14 年度以降の開発終了課題製品化率について、中期計画の目標値との比較検証を行い、必要に応じて結果を事業の運営に反映させる。

vi．成果の公表・発信

イ．研究開発及び企業化開発の内容、成果、研究開発終了後の研究開発継続状況及び企業化状況、研究開発課題から起業したベンチャー企業の事業の内容及び業績等、並びにそれらの社会・経済への波及効果等について把握し、知的財産等の保護に配慮しつつ、分かりやすく社会に向けて情報発信する。

ロ．研究者自らも社会に向けて研究開発内容やその成果について情報発信するよう促す。

vii．旧地域イノベーション創出総合支援事業

イ．終了後 3 年を経過した研究開発課題 3 課題について、追跡調査を実施し、必要に応じて結果を事業の運営に反映させる。

ロ．本事業の研究開発の内容、成果、特許出願状況及び企業化に向けた展開状況及び成果の社会・経済への波及効果について把握し、知的財産の保護に配慮しつつ、ホームページ等を活用して、分かりやすく社会に向けて情報発信する。また、研究者自らも社会に向けて研究開発内容やその成果について情報発信するよう促す。

viii．その他、推進すべき事項

イ．業務に係る男女共同参画を推進する。

【産業界に共通する技術的な課題の解決に資する研究開発】

i．運営方針

イ．開発主監（プログラムディレクター）の運営方針のもと、産学の対話の場を活用した産業界における技術的な課題の解決に資する知見の創出に努める。

ii．研究領域、研究開発課題の選定

イ．プログラムオフィサーを選定し、外部有識者・専門家の参画を得つつ、新たな基幹産業の育成に向けた研究領域及び研究開発課題を公募し、選定する。その際、研究開発費の不合理な重複や過度の集中を排除する、

iii. 研究開発の推進

- イ. プログラムオフィサーの運営方針のもと、研究開発課題の段階や特性などに応じた効果的な研究開発を推進する。継続 21 課題については、年度当初より研究開発を推進する。また、研究開発成果に基づく知的財産の形成に努める。
- ロ. 研究開発計画を機動的に見直し、研究開発費の柔軟な配分を行うため、研究開発の進捗や研究開発課題の特性に応じて、サイトビジットあるいは産学共創の場の開催を行う。

iv. 評価と評価結果の反映・活用

- イ. 平成 22 及び 26 年度の公募で採択された 6 課題について、適切に外部有識者・専門家の参画による事後評価を実施する。
- ロ. 平成 23 年度に設定された 1 技術テーマについて、適切に外部有識者・専門家の参画による中間評価を実施し、評価結果を事業の運営に反映させる。
- ハ. 技術テーマの中間評価結果については、報告書として取りまとめ、ホームページ等を活用し、公表する。課題の事後評価結果については、報告書として取りまとめ、研究終了後、ホームページ等を活用し、公表する。

v. 成果の公表・発信

- イ. 研究の内容、研究成果に係る論文発表、口頭発表及び特許出願の状況及び成果の社会・経済への波及効果等について把握し、知的財産等の保護に配慮しつつ、分かりやすく社会に向けて情報発信する。
- ロ. 研究実施者自らも社会に向けて研究開発内容やその成果について、知的財産等の保護に配慮しつつ情報発信するよう促す。

vi. その他、推進すべき事項

- イ. 業務に係る男女共同参画を推進する。

【機構が配置する専門人材が戦略的に地域の企業ニーズを把握し、地域の枠組みを越えて全国の大学等発シーズと結びつけ、共同研究から事業化に導く取組】

i. 運営方針

- イ. 開発主監（プログラムディレクター）の運営方針のもと、地域の企業ニーズを全国の大学等発シーズと結びつけ、共同研究から事業化に関わる展開を支援する。
- ロ. 全国を 5 つのチームで分担し、それぞれのエリアごとに事務所を設置し、専門人材を配置する。

ii. マッチングの推進

- イ. 専門人材を配置し、地域の産学官金支援ネットワーク等と連携しつつ専門人材の活用等により地域の企業のニーズを把握し、当該ニーズに適合し得る全国の大学等の技術シーズとマッチングを行う。

iii. 研究開発課題の選定

- イ. 機構はプログラムオフィサーを選定し、外部有識者・専門家の参画を得つつ、地域の企業のニーズに適合し得る大学等研究機関の技術シーズについて実用化可能性の探索に必要な研究開発課題を公募する。
- ロ. 提案課題に対し外部有識者・専門家の参画を得て、専門人材も活用しつつ、企業ニーズの解決につながる提案であるかという視点から研究開発課題を選考する。その際、研究開発費の不合理な重複や過度の集中を排除する。

iv. 研究開発の推進

- イ. プログラムディレクターの運営方針のもと、専門人材を活用し、地域の企業のニーズに適合し得る大学等の研究機関の技術シーズについて実用化可能性の探索に向けた研究開発を推進する。
- ロ. 継続 366 課題については、年度当初より研究開発を実施し、また新規課題については、採択後速やかに研究開発を推進する。

v. 評価と評価結果の反映・活用

- イ. 機構が配置する専門人材の活用について、外部有識者・専門家の参画による評価を実施し、中期計画の目標との比較検証を行い、必要に応じて事業の運営に反映させる。

vi. 成果の公表・発信

- イ. 研究開発の内容、成果について把握し、知的財産等の保護に配慮しつつ、分かりやすく社会に向けて情報発信する。
- ロ. 研究実施者自らも社会に向けて研究開発内容やその成果について、知的財産等の保護に配慮しつつ情報発信するよう促す。

vii. その他、推進すべき事項

- イ. 業務に係る男女共同参画を推進する。

【事業化ノウハウを持った専門人材を活用したベンチャー企業の創出に資する研究開発等の推進】

i. 運営方針

- イ. 開発主監（プログラムディレクター）の運営方針のもと、事業化ノウハウを持った人材を活用し、ベンチャー企業の創出に資する研究開発を推進する。

ii. 事業プロモーターユニットの選抜

- イ. プログラムオフィサーを選定し、外部有識者・専門家の参画を得つつ、大学・独立行政法人等の技術シーズに対して、効果的・効率的に研究開発及び事業化の支援を実施しうる事業化ノウハウをもった機関（事業プロモーターユニット）を公募する。
- ロ. 事業育成モデル、大学・独立行政法人等との連携、連携機関のコミットメント、提案実現可能性等の視点から選考する。その際、経費の不合理な重複や過度の集中を排除する。

iii. 研究開発プロジェクトの選抜

- イ. ii で選抜したプログラムオフィサー・外部有識者・専門家の参画を得つつ、大学・独立行政法

人等の研究成果の起業による実用化に資する技術シーズを公募する。応募された技術シーズについては事業プロモーターユニットに開示する。

- ロ．事業プロモーターユニットに開示した技術シーズのうち、研究者及び事業プロモーターユニットとの二者の共同提案による研究開発プロジェクトを募集する。
- ハ．プロジェクトの推進体制、技術シーズ、事業育成、民間資金調達計画、研究開発プロセス、利益相反に関する検討状況、資金計画（民間調達資金を除く）等の視点から選考する。その際、研究開発費の不合理な重複や過度の集中を排除する。

iv．研究開発の推進

- イ．プログラムオフィサーの運営方針のもと、研究開発プロジェクトの目標の達成に向けて、研究開発リスクや研究開発の段階等課題の特性に応じた効果的な研究開発を推進し、ベンチャー企業の創出等に努める。
- ロ．継続 27 研究開発プロジェクトについては、年度当初より研究開発を実施し、また新規研究開発プロジェクトについては採択後速やかに研究開発を推進する。
- ハ．研究開発の進捗に応じて研究開発計画を機動的に見直し、研究開発費の柔軟な配分を行う。

v．評価と評価結果の反映・活用

- イ．平成 26 年度に採択された事業プロモーターユニット 2 機関について、事業育成の実績、今後の事業育成戦略及び計画等の視点から外部有識者・専門家の参画により、中間評価を実施し、必要に応じて結果を事業の運営に反映させる。

vi．成果の公表・発信

- イ．研究開発の内容、成果、及び研究開発プロジェクトから起業したベンチャー企業の事業の内容及び業績等について把握し、知的財産等の保護やベンチャー企業の経営方針に配慮しつつ、分かりやすく社会に向けて情報発信する。
- ロ．研究者自らも社会に向けて研究開発内容やその成果について情報発信するよう促す。

vii．その他、推進すべき事項

- イ．業務に係る男女共同参画を推進する。

【テーマを設定した、コンソーシアム形式による大規模かつ長期的な研究開発】

i．運営方針

- イ．開発主監（プログラムディレクター）の運営方針のもと、新産業の創出にむけた研究開発に努める。

ii．研究開発の推進

- イ．プログラムオフィサーの運営方針のもと、研究開発課題ごとにプロジェクトマネージャーまたはプロジェクトリーダーを置き、そのもとに産学官からなる研究開発チームを組織して、情報の共有及び普及等を通じ、新産業の創出等に向けて一体的に研究開発を推進する。また、研究開発成果に基づく知的財産の形成に努める。

- ロ. 平成27年度に終了した1課題を除く継続35課題については年度当初より研究開発を推進する。
- ハ. 研究開発計画を機動的に見直し、研究開発費の柔軟な配分を行うため、研究開発の進捗に応じて、サイトビジット、テーマ推進会議の開催を行う。

iii. 評価と評価結果の反映・活用

- イ. 平成21及び22年度採択研究開発テーマの課題のうち、ステージⅡ（要素技術の研究開発）が終了する予定の7課題、平成25年度採択18課題について、適切に外部有識者・専門家の参画による中間評価を実施し、評価結果をその後の資金配分や事業の運営に反映させる。
- ロ. 平成21年度に設定された3研究開発テーマについて、適切に外部有識者・専門家の参画による中間評価を実施し、必要に応じて評価結果を事業の運営に反映させる。
- ハ. 評価結果については、報告書として取りまとめ、ホームページ等を活用し、公表する。

iv. 成果の公表・発信

- イ. 研究開発の内容、研究開発成果に係る論文発表、口頭発表及び特許出願の状況、研究開発の成果、研究開発終了後の市場投入に向けた開発状況、将来の市場規模予測等及びその成果の社会・経済への波及効果について把握し、知的財産等の保護に配慮しつつ、分かりやすく社会に向けて情報発信する。
- ロ. 研究開発実施者自らも社会に向けて研究開発内容やその成果について、知的財産等の保護に配慮しつつ情報発信するよう促す。

v. その他、推進すべき事項

- イ. 業務に係る男女共同参画を推進する。

【成果の社会実装・地域産業の発展についてのビジョンに基づき、地域の優位性のある研究開発資源を活用するとともに、地域外の優れた資源も取り込んだ研究開発等を通じた地域発産学官連携プラットフォームの形成】

i. 運営方針

- イ. 開発主監（プログラムディレクター）の運営方針のもと、地域の優位性ある研究開発資源を、組織・分野を越えて統合的に運用するとともに、成果の社会実装・地域産業の発展についてのビジョンに基づき、地域外の優れた資源も取り込んだ研究開発等を通じた地域発産学官連携プラットフォームの形成を支援する。

ii. 拠点構想の選定

- イ. 機構はプログラムオフィサーを選定し、外部有識者・専門家の参画を得つつ、成果の社会実装・地域産業の発展についてのビジョンの実現に向けた、地域の優位性ある研究開発資源を、組織・分野を越えて統合的に運用する。

iii. 拠点の推進

- イ. 開発主監（プログラムディレクター）の運営方針のもと、地域の優位性ある研究開発資源を、組織・分野を越えて統合的に運用するとともに、成果の社会実装・地域産業の発展についての

ビジョンに基づき、地域外の優れた資源も取り込んだ研究開発等を通じた地域発産学官連携プラットフォーム形成を支援する。

ロ．研究開発等の進捗に応じて計画を機動的に見直し、研究開発費の柔軟な配分を行う。

ハ．継続4拠点については、年度当初よりプラットフォーム形成の支援を実施する。

iv．評価と評価結果の反映・活用

イ．今年度は中間評価及び事後評価、追跡調査を実施しないが、事業の進捗状況を把握して、中期計画の目標との比較検証を行い、必要に応じて事業の運営に反映させる。

v．成果の公表・発信

イ．拠点の取組や目標、研究の内容、研究成果に係る論文発表、口頭発表、特許出願の状況及び成果の社会・経済への波及効果等について把握し、知的財産等の保護に配慮しつつ、分かりやすく社会に向けて情報発信する。

ロ．拠点自らも社会に向けて研究開発内容やその成果について、知的財産等の保護に配慮しつつ情報発信するよう促す。

vi．その他、推進すべき事項

イ．業務に係る男女共同参画を推進する。

【先端計測分析技術・機器の研究開発】

i．運営方針

イ．文部科学省から示される基本方針を踏まえ、開発主監（プログラムディレクター）、領域総括・開発総括（プログラムオフィサー）、外部有識者等から構成される「先端計測分析技術・機器開発推進委員会」のもと、将来の創造的・独創的な研究開発を支える基盤の強化を図るため、最先端かつ独創的な研究開発成果の創出に資する先端計測分析技術・機器及びその周辺システムの開発を行う。

ii．開発課題の公募・選抜

イ．領域総括・開発総括（プログラムオフィサー）を選定し、新規開発課題の公募を行い、推進委員会傘下の評価会で外部有識者・専門家の参画により透明性・公平性を確保した上で採択課題を厳選し決定する。選考にあたっては開発費の不合理な重複や過度の集中を排除した上で採択課題を決定する。

iii．開発の推進

イ．重点開発領域について、領域総括の運営方針のもと、分科会を定期的に開催する等により、社会的ニーズ・課題に対応しつつ、将来の創造的・独創的な研究開発に資する先端計測分析技術・機器の創出に向けて効果的に開発を推進する。また、最先端研究基盤領域について、開発総括の運営方針のもと、将来の創造的・独創的な研究開発に資する先端計測分析技術・機器の創出に向けて効果的に開発を推進する。

ロ．重点開発領域の継続4課題、最先端研究基盤領域の継続29課題について、開発を実施する。

ハ．開発の進捗及び開発費の使用状況を把握し、開発費の柔軟かつ弾力的な配分を行う。

ニ．採択した開発課題について、開発実施計画の策定、事業実施説明会の開催、委託契約の締結等

を行い、速やかに開発に着手できるよう措置する。

ホ．開発成果に基づく戦略的な知的財産の形成に努める。

へ．開発された機器の共同利用等の取組を通じて、開発成果の実用化に努める。

iv．評価と評価結果の反映・活用

イ．今年度中間評価を実施するとあらかじめ定められた7課題について、外部有識者・専門家による中間評価を実施し、評価結果を、優れた課題への重点化、開発のその後の資金配分及び事業の運営に反映させる。

ロ．前年度に開発期間が終了した14課題について、開発成果の達成状況等を検証するため、外部有識者・専門家により課題の事後評価を実施し、中期計画の目標値との比較検証を行い、必要に応じて評価結果を事業の運営に反映させる。

ハ．中間評価及び事後評価の結果について、報告書として取りまとめ、ホームページ等を活用し、公表する。

ニ．前年度までのプログラムの開発成果、問題点等を検証し、次年度以降の公募に対する改善方を策定する。

v．成果の公表・発信

イ．本事業の開発成果に係る論文発表、口頭発表、特許出願の状況、開発内容及び開発成果を把握するとともに、開発成果について報道発表、ホームページ及び展示会等を活用して、戦略的な知的財産等の保護に配慮しつつ、分かりやすく社会に向けて情報発信する。

ロ．チーム内の開発会議や事業実施説明会等において、開発実施者に対して自らも社会に向けて開発内容やその成果について、戦略的な知的財産等の保護に配慮しつつ情報発信するよう促す。

ハ．これまでに「機器開発タイプ」等で開発されたプロトタイプ機（製品化された機器を含む）の性能情報等を掲載するため、開発者から情報を収集し、データベースを整備・提供する。

vi．その他、推進すべき事項

イ．業務に係る男女共同参画を推進する。

【出資事業】

i．運営方針

イ．機構が別に定める規則等のもと、機構の優れた研究開発成果を活用するベンチャー企業への出資、又は人的・技術的援助を行い、当該企業の事業活動を通じ、機構の研究開発成果の実用化を促進する。

ロ．機構は、出資先企業の経営状況を適切に把握し、出口戦略を見据え本事業を行う。

ii．出資判断及び人的・技術的援助

イ．機構は、出資の可否、出資条件等を審議するために投資委員会を設置する。

ロ．機構は、その支援によって設立されたベンチャー企業及び機構の研究開発成果を基に事業活動を行おうとする者の中から、推進プログラムオフィサーと協議して、出資先候補のスクリーニングを行う。

- ハ. 投資委員会にて、デューディリジェンス（適正評価手続）における重点調査事項等を審議し、外部専門機関による調査を行う。
- ニ. 投資委員会にて、上記ハに掲げる調査結果等を踏まえ、出資条件等の大枠を決定し、その条件について出資先候補と調整する。
- ホ. 出資先候補との調整結果に基づき投資委員会にて、出資可否の審議を行う。
- ヘ. 必要に応じて、起業や経営に関する助言やアドバイス、機構の人的ネットワークを活用した人材紹介（人的支援）、機構の研究開発支援の実績に基づく技術情報や研究者紹介（技術的支援）等を行う。

iii. 評価と評価結果の反映・活用

- イ. 出資判断プロセス、出資先企業への人的・技術的援助等、本事業に係るマネジメント全体について、機構の研究開発成果の実用化を促進するために適切に機能しているか外部有識者・専門家による評価を行い、結果を事業運営に反映させる。

iv. 成果の公表・発信

- イ. 機構は、出資および人的・技術的援助により得られた成果について把握し、出資先企業の経営への影響に配慮しつつ分かりやすく社会に向けて情報発信する。

v. その他、推進すべき事項

- イ. 研究開発成果の実用化及びこれによるイノベーション創出を促進するため、関係機関との間の情報交換など連携協力を推進する。

なお、平成 24 年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された運営費交付金及び政府出資金並びに平成 28 年度補正予算（第 2 号）により追加的に措置された政府出資金に基づき、企業等が行う、大学等の優れた研究成果の企業化開発の支援について、別途定めた事業計画に基づき、適切な実施体制のもとで計画的に実施する。また、当該計画の進捗状況を公表するとともに、定期的に文部科学省に報告し、文部科学省から改善を求められた場合には、これに適切に対応する。

③ 東日本大震災からの復興・再生への支援

東日本大震災からの復興・再生へ貢献するために実施した施策に関し、研究開発の内容、成果等を把握し、分かりやすく社会に向けて情報発信する。

[推進方法]

【産学官連携による被災地科学技術イノベーション創出（目利き人材を活用した大学等のシーズと被災地企業のニーズのマッチング及び産学共同研究の推進）】

i. 成果の公表・発信

- イ. 研究開発の内容、成果、研究開発終了後の研究開発継続状況及び企業化状況について把握し、知的財産等の保護に配慮しつつ、分かりやすく社会に向けて情報発信する。

【産学官連携による被災地科学技術イノベーション創出（関係行政機関等のニーズを踏まえた、大学等のシーズの育成に資する研究開発の推進）】

i. 成果の公表・発信

イ. 研究開発の内容、研究開発成果に係る論文発表、口頭発表及び特許出願の状況及び成果の社会・経済への波及効果等について把握し、知的財産等の保護に配慮しつつ、分かりやすく社会に向けて情報発信する。

【産学官連携による被災地科学技術イノベーション創出（関係行政機関等のニーズを踏まえた、産業界に共通する技術的な課題の解決に資する研究開発の推進）】

i. 成果の公表・発信

イ. 研究の内容、研究成果に係る論文発表、口頭発表及び特許出願の状況及び成果の社会・経済への波及効果等について把握し、知的財産等の保護に配慮しつつ、分かりやすく社会に向けて情報発信する。

【放射線計測分析に係る先端計測分析技術・機器の研究開発】

i. 成果の公表・発信

イ. 本領域の開発成果に係る論文発表、口頭発表、特許出願の状況、開発内容及び開発成果を把握するとともに、開発成果について報道発表、ホームページ及び展示会等を活用して、戦略的な知的財産等の保護に配慮しつつ、分かりやすく社会に向けて情報発信する。

④ 国際的な科学技術共同研究等の推進

機構は、文部科学省が戦略的に重要なものとして設定した相手国・地域及び研究分野において、地球温暖化や大規模な自然災害などの地球規模課題の解決や、国際共通の課題の達成、また我が国及び相手国の科学技術水準の向上に向けて、国の政策に基づき、国際的な枠組みのもと共同研究等を実施する。政府開発援助（ODA）との連携によるアジア・アフリカ等の開発途上国との共同研究（以下「地球規模課題対応国際科学技術協力」という）及び省庁間合意に基づく欧米等先進諸国や東アジア諸国等との共同研究（以下「戦略的国際共同研究」という）を推進し、課題達成型イノベーションの実現に向けた研究開発を加速する。また、これらの活動を通じて科学技術外交の強化に貢献する。

[推進方法]

【地球規模課題対応国際科学技術協力】

i. 研究者及び研究開発課題の選定

イ. 地球規模課題の解決のために文部科学省が戦略的に重要なものとして設定した研究分野において、地球規模課題の解決、科学技術水準の向上及び開発途上国の自立的な研究開発能力の向上に資する研究領域及び該当研究領域を統括し運営する研究主幹（プログラムオフィサー）を選定し、次年度の新規国際共同研究課題の公募の開始が可能となるよう適切な時期までに決定する。その際、前年度までに設定した分野又は研究領域について再検討を行い、公募実施の有無について決定する。

ロ. 上記の研究分野において、国際研究課題の選定にあたっての方針を募集要項で明らかにした上

で、研究課題の公募を行う。また、外部有識者・専門家の参画を得つつ研究領域の趣旨に合致し、開発途上国のニーズを踏まえた研究提案であるかという視点から、研究者及び研究課題を選定する。その際、研究開発費の不合理な重複や過度の集中を排除する。

ハ．研究者及び研究課題の公募・選定にあたっては、独立行政法人国際協力機構（JICA）と連携する。併せて、新たな国における地球規模課題の国際共同研究テーマの探索・発掘を行う。

ii．国際共同研究の推進

イ．研究主幹（プログラムオフィサー）の運営方針のもと、研究課題の特性や進展状況などに応じた効果的な研究を推進する。

ロ．継続 4 領域 40 課題については年度当初より、新規課題については年度前半を目処に、国際共同研究を推進する。

ハ．研究開発の進捗に応じて研究開発計画を機動的に見直し、研究開発費の柔軟な配分を行う。

ニ．研究開発成果に基づく知的財産の形成に努める。

ホ．新規課題の採択決定後速やかに研究に着手できるよう、研究計画の策定や研究契約の締結等に係る業務を迅速に行う。

ヘ．国際共同研究の強化・発展及び社会実装に向けた次のフェーズへの展開のため、事業関係者以外の理解者・協力者を増やすとともに、これら理解者・協力者と事業関係者との連携を促進する環境を醸成する。

iii．評価と評価結果の反映・活用

イ．平成 24 年度に採択した 3 課題及び平成 25 年度に採択した 7 課題のうち評価対象となった課題について、外部有識者・専門家の参画による中間評価を実施し、評価結果をその後の資金配分や研究計画の変更等に反映させる。また、平成 21 年度に採択した 1 課題、平成 22 年度に採択した 3 課題及び平成 23 年度に採択した 7 課題及び平成 24 年度に採択した 1 課題のうち評価対象となった課題について、外部有識者・専門家の参画による事後評価を実施し、中期計画の目標値との比較検証を行い、必要に応じて評価結果を事業の運営に反映させる。

ロ．評価結果については、ホームページ等を活用し、公表する。

ハ．既に終了した課題について、社会実装に向けた次のフェーズへの展開が図られているか中期計画の目標値との比較検証を行う。

iv．成果の公表・発信

イ．本事業における取組について社会に向けて積極的に情報発信する。

ロ．研究内容、研究成果に係る論文発表、口頭発表、特許出願の状況及び成果の社会・経済への波及効果等について把握するとともに、研究成果について報道発表及びホームページ等を活用して、分かりやすく社会に向けて情報発信する。

ハ．研究者自らも社会に向けて研究内容やその成果について情報発信するよう促す。

v．その他、推進すべき事項

イ．業務に係る男女共同参画を推進する。

【戦略的国際共同研究】

i. 研究者及び研究開発課題の選定

- イ. 省庁間合意に基づき文部科学省が戦略的に重要なものとして設定した相手国・地域及び研究分野において、国際共通的な課題解決及び諸外国との連携を通じた我が国の科学技術力の強化に資する研究領域及び該当研究領域を統括し、運営する研究主幹（プログラムオフィサー）を選定する。
- ロ. 上記の研究領域において、国際研究課題の選定にあたっての方針を募集要項で明らかにした上で、研究課題の公募を行う。また、外部有識者・専門家の参画を得つつ研究領域の趣旨に合致した研究提案であるかという視点から、研究者及び研究課題を選定する。その際、研究開発費の不合理な重複や過度の集中を排除する。
- ハ. 研究者及び研究課題の公募・選定にあたっては、相手方研究費配分機関と連携する。

ii. 国際共同研究の推進

- イ. 研究主幹（プログラムオフィサー）の運営方針のもと、研究課題の特性や進展状況などに応じた効果的な研究を推進する。
- ロ. 継続 46 課題については年度当初より、新規課題については採択後速やかに、国際共同研究を推進する。
- ハ. 研究開発の進捗に応じて研究開発計画を機動的に見直し、研究開発費の柔軟な配分を行う。
- ニ. 国際的な研究者の人的ネットワークの構築、我が国の研究人材の育成及び研究成果に基づく知的財産の形成に努める。科学技術外交上重要な国・地域において、国際協力拠点となる共同ラボを形成するためのプログラムについては、目に見える形で持続的な研究協力が行われるよう実施する。
- ホ. 新規課題の採択決定後速やかに研究に着手できるよう、研究計画の策定や研究契約の締結等に係る業務を迅速に行う。

iii. 評価と評価結果の反映・活用

- イ. 平成 27 年度に国際共同研究が終了した 9 課題について、外部有識者・専門家の参画による事後評価を実施し、中期計画の目標値との比較検証を行い、必要に応じて評価結果を事業の運営に反映させる。
- ロ. 評価結果については、ホームページ等を活用し、公表する。

iv. 成果の公表・発信

- イ. 研究内容、研究成果に係る論文発表、口頭発表、特許出願の状況及び成果の社会・経済への波及効果等について把握するとともに、研究成果について報道発表及びホームページ等を活用して、分かりやすく社会に向けて情報発信する。
- ロ. 研究者自らも社会に向けて研究内容やその成果について情報発信するよう促す。

v. その他、推進すべき事項

- イ. 業務に係る男女共同参画を推進する。

【戦略的国際科学技術協力】

i. 評価と評価結果の反映・活用

イ. 平成 27 年度に終了した 13 課題について、適切な事後評価の進め方について協力相手機関と協議の上、外部有識者・専門家の参画による事後評価を実施し、中期計画の目標値との比較検証を行う。

ii. 成果の公表・発信

イ. 研究内容、研究成果に係る論文発表、口頭発表、特許出願の状況及び成果の社会・経済への波及効果等について把握するとともに、研究成果について報道発表及びホームページ等を活用して、分かりやすく社会に向けて情報発信する。

ロ. 研究者自らも社会に向けて研究内容やその成果について情報発信するよう促す。

iii. その他、推進すべき事項

イ. 業務に係る男女共同参画を推進する。

【海外情報の収集】

i. 海外情報の収集及び活用

イ. 海外事務所等を拠点として、地球規模課題対応国際科学技術協力及び戦略的国際共同研究に係る情報の収集及び提供、並びに国内外の関係機関との連携により、シンポジウム、ワークショップ等の開催や研究開発課題選定等に係る連絡調整を行う。

ロ. 収集した情報を機構の業務に活用するとともに、ホームページ等を通じて対外的な情報発信に努める。

⑤国立研究開発法人を中核としたイノベーションハブの構築

機構は、国立研究開発法人を中核として、産学官の垣根を越えて国内外の人材を糾合する場（イノベーションハブ）を構築するため、国立研究開発法人の飛躍性ある優れた取組を支援する。

[推進方法]

i. 運営方針

イ. 評価委員会で審議した運営方針のもと、イノベーションハブ構築に向けた国立研究開発法人の取組の支援に努める。

ii. 事業の推進

イ. 推進 P0 を置き、その推進方針のもと、各国立研究開発法人をそれぞれ支援する体制を整えて、選定の際の評価委員会の指摘事項も踏まえ国立研究開発法人の計画や状況に応じたきめ細かな支援を行う。

ロ. 国立研究開発法人における人材糾合やオープンイノベーションを促進するため、クロスアポイントメント制度の導入促進、ハブの構築や運用の支援に必要な人材の国立研究開発法人への配置、ファンディング支援のための研究開発課題の募集・選定等を実施する。

ハ. 事業の進捗に応じてサイトビジット等を実施して国立研究開発法人におけるハブ構築の進捗状

況を把握し、適宜国立研究開発法人のハブ運営や研究開発マネジメントに関する指導・助言を行う。

iii. 評価と評価結果の反映・活用

イ. 今年度は中間評価及び事後評価、追跡調査を実施しないが、事業の進捗状況を把握して、中期計画の目標との比較検証を行い、必要に応じて事業の運営に反映させる。

iv. 成果の公表・発信

イ. 各国立研究開発法人のハブ構築の取組や目標、研究開発の内容、研究開発の成果等について把握し、知的財産等の保護に配慮しつつ、分かりやすく社会に向けて情報発信する。

ロ. 各国立研究開発法人自らもハブ構築の取組みや目標、研究開発内容、研究開発の成果について、知的財産等の保護に配慮しつつ情報発信するよう促す。

v. その他、推進すべき事項

イ. 業務に係る男女共同参画を推進する。

⑥ 知的財産の活用支援

機構は、大学等における基礎研究により生み出された新技術の実用化を促進するため、大学等の研究成果の特許化を支援するとともに、我が国の知的財産戦略、市場動向やライセンスのための交渉力を踏まえた強い特許群の形成やこれらの特許・特許群を基礎とした産学マッチングの「場」の提供などを通じた知的財産の活用を促進する。

[推進方法]

i. 特許化の支援

イ. 海外特許出願を希望する大学等の申請発明に対し目利きを行い、外部有識者・専門家による審査を通じて、特に企業化の可能性が高く海外特許出願することが我が国の国益の確保に大きく貢献すると認められるものを選定し、その海外特許出願を支援する。さらに、我が国の国際知的財産戦略として重要なテーマについて、核となる特許を中心とした特許群の形成に係る支援を行う。

ロ. 大学等からの要請に応じて、特許の質の向上を図るため、大学等で行き届かない発明者への特許相談・発明評価（特許性の評価等）を行い、大学の知的財産本部等を支援する。

ハ. 国または機構の主導する研究開発プロジェクトに参画し、特許分析やポートフォリオの作成、特許マップの作成等を行うことを通して、知財面で同プロジェクトを支援する。

ii. 未利用特許の活用加速

イ. 研究成果の迅速な展開に資するべく、大学等が保有するライセンス可能な特許情報のデータベースを、関連する技術情報と併せて一般に対して広く提供し、大学等の未利用特許の活用を加速化する。

ロ. 重点化が必要と認められる技術分野について、大学等が保有する特許の価値向上、企業等における活用加速化のための提案を募集し、外部有識者・専門家による審査を経て、有望技術に対

して試験研究及び技術移転調査に係る支援を行う。

- ハ．全国の大学等に散在する知財のうち、大学等単独では困難であるが機構が集約することで活用が見込まれるものについて、外部有識者・専門家等による審査を経て大学から有償で取得する。集約した知財等について、産業界からの意見も踏まえ、群化・パッケージ化等により価値向上を図り、必要な体制を整備した上で国内及び海外の企業へのライセンス等につなげる。

iii. 技術移転の促進

- イ．大学等及び機構の研究開発成果について、研究段階において自由な利用を可能とする仕組みを含め、研究開発成果展開を総合的に支援するデータベース等により、技術情報を随時更新して公開する。また、新技術に関する説明会や展示会を開催し、企業ニーズとシーズのマッチング機会を提供する。
- ロ．大学等及び機構の研究開発成果の企業化に取り組む企業の探索において、目利き人材や企業等とのネットワークを活用するとともに、金融機関等とも連携することにより、研究開発成果のあっせん・実施許諾に着実に結びつける。また、大学等の知財マネジメント活動において、事業プロデュース・知財戦略の策定等を大学自身が行うためのアドバイスを行う知財アドバイザーを配置して、大学等を支援する。
- ハ．大学や企業等からの技術移転に関する質問や相談に対応して、技術移転を促進させる。また、研修に対するニーズや要望を踏まえるとともに外部有識者による委員会を活用し構築した研修カリキュラムをもとに、大学等における技術移転活動を担う人材に対し必要な研修を行って実践的能力向上を図るとともに、参加者の交流を通じた人的ネットワークの構築を支援する。

iv. 評価と評価結果の反映・活用

- イ．海外特許出願支援制度（特許群の形成支援も含む）において、支援した発明が特許になった割合（特許化率）の調査及び特許化支援事業の利用者に対するアンケート調査を実施し、中期計画の目標値との比較検証を行い、必要に応じて結果を事業の運営に反映させる。
- ロ．あっせん・実施許諾を行った契約の対象特許件数、事業支援対象者のアンケート調査について、中期計画の目標値との比較検証を行い、必要に応じて結果を事業の運営に反映させる。
- ハ．機構が集約した知財等について、ライセンス等活用状況、取得に要した経費、後年度負担額等を踏まえ検証を行い、結果を事業の運営に反映させる。
- ニ．マッチングの「場」等の実施において、制度利用者や参加者にアンケート調査を実施、中期計画の目標値との比較検証を行い、必要に応じて結果を事業の運営に反映させる。

v. 成果の公表・発信

- イ．支援を行った特許の出願後の取得状況、実施許諾状況、共同研究状況、機構が集約した知財のライセンス実績等、及びその社会・経済への波及効果について把握し、ホームページ等を活用して、分かりやすく社会に向けて情報発信する。
- ロ．企業ニーズとシーズのマッチング、人材研修、知的財産活用の加速化、研究開発成果のあっせん・実施許諾の実施状況及びその社会・経済への波及効果について把握し、個別企業情報の取扱い等に配慮しつつ、ホームページ等を活用して、分かりやすく社会に向けて情報発信する。

vi. その他、推進すべき事項

イ. 業務に係る男女共同参画を推進する。

⑦革新的新技術研究開発の推進

(革新的新技術研究開発業務)

将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる革新的な新技術の創出を集中的に推進するため、国から交付される補助金により基金を設け、総合科学技術・イノベーション会議が策定する方針の下、実現すれば産業や社会のあり方に大きな変革をもたらす科学技術イノベーションの創出を目指し、革新的な新技術の創出に係る研究開発を推進する。

[推進方法]

i. 基金の運用方針

イ. 総合科学技術・イノベーション会議が策定する方針の下、実現すれば産業や社会のあり方に大きな変革をもたらす科学技術イノベーションの創出を目指す。

ii. 研究開発の推進

イ. 引き続き、プログラム・マネージャーを雇用するとともに、プログラム・マネージャーの活動を支援する体制を構築する。

ロ. プログラム・マネージャーの実施管理のもと、研究開発課題の特性や進展状況などに応じた効果的な研究開発を推進する。

ハ. 研究開発の推進にあたり、プログラム・マネージャーの構想した研究開発プログラムが革新的研究開発推進プログラム有識者会議等で確認された後、速やかに研究開発に着手できるよう、事業実施説明会等を開催するとともに、研究開発契約の締結等に係る業務を迅速に行う。

ニ. 研究開発成果の社会還元に向け、知的財産の形成に努めるとともに、機構の技術移転制度等を積極的に活用して成果の展開を促進する。

iii. 成果の公表・発信

イ. 研究開発内容、研究開発成果に係る論文発表、口頭発表、特許出願の状況及び成果の社会・経済への波及効果等について把握するとともに、研究開発成果について報道発表、ホームページ、メールマガジン等を活用して、知的財産等の保護に配慮しつつ、分かりやすく社会に向けて情報発信する。

iv. その他、推進すべき事項

イ. 業務に係る男女共同参画を推進する。

(2) 科学技術イノベーション創出のための科学技術基盤の形成

①知識インフラの構築

a. 科学技術情報の流通・連携・活用の促進

機構は、科学技術イノベーションの創出に寄与するため、我が国の研究開発活動を支える科学技術情報基盤として、利用者が必要とする科学技術情報の効果的な活用と国内学協会等による研

究成果の国内外に向けた発信が促進される環境を構築し、科学技術情報の流通を促進する。

科学技術情報流通の促進にあたっては、科学技術情報を政策立案や経営戦略策定などにおける意思決定に資する形で提供するため、機構内外の科学技術情報を統合して検索・抽出し分析することが可能なシステムを構築し、展開する。また、組織や分野の枠を越えた人的ネットワークの構築を促進するため、研究者及び技術者等に関する情報を幅広く活用できる環境を構築する。

なお、これらの取組を効果的かつ効率的に進めるため、科学技術情報をもつ産学官の機関との連携を進めるとともに、常に利用者ニーズを把握し、利用者視点に立ってシステムの利便性向上を図る。

[推進方法]

i. 研究開発活動に係る基本的な情報等の収集・整備・提供

- イ. 国内の大学、公的研究機関等を対象とした研究機関情報、研究者情報を収集するとともに、国立情報学研究所との連携のもと、研究者情報データベース（以下、「researchmap」という）を整備・提供する。データの整備にあたっては、各機関の保有する研究者情報データベース等の情報源を活用し、効率的に行う。
 - ロ. 国内外の科学技術関係資料を収集し、掲載されている論文等の論文名、著者名、発行日等の書誌情報について 130 万件以上のデータを整備し、データベースへ収録する。また、国内の特許情報についても整備し、データベースへ収録する。
 - ハ. 研究成果（文献書誌、特許）の検索等に有用な科学技術用語辞書と機関名辞書を整備する。
- ニ. 上記イ～ハで整備した研究開発活動に係る基本的な情報を中核として機構内外の科学技術情報の横断的な利用を促進する科学技術総合リンクセンター（以下、「J-GLOBAL」という）について、その活用と普及を図る。また利用者のニーズ等を踏まえ、基本情報間の関連付け精度向上等、J-GLOBAL の機能拡張及び改善を行うとともに、他機関のもつデータベースとの連携を促進する。

ii. 科学技術論文の発信、流通の促進

- イ. 我が国の学協会の発信力強化と、研究成果の国内外に向けた幅広い流通を促進するため、国内学協会による電子ジャーナル出版のための共通プラットフォームとして、論文の審査、編集及び流通等を統合的に行うシステム（以下、「J-STAGE」という）を運用し、提供する。
- ロ. J-STAGE については、サービスの利用を促進するため、利用者のニーズを把握し、利用者視点に立ってシステムの利便性向上を図る。

iii. 科学技術情報の統合・分析機能の構築

- イ. 科学技術情報に係るデジタル情報資源のネットワーク化等を促進するため、関係機関と共同でコンテンツの所在情報を整備し、その整備した情報をデータベースリンク機能として提供する。
- ロ. 科学技術情報を政策立案や経営戦略策定などにおける意思決定に資する形で提供するため、上記で整備した基本情報及びそれらに関連する機構内外の科学技術情報を統合して検索・抽出し分析することができる機能を構築するとともに、ホームページにより、分析データや分析手法等を国内外に提供する。

iv. 人的ネットワークの構築促進

イ. 科学技術イノベーションの創出に寄与するため、組織や分野の枠を越えた人的ネットワーク構築を促進するべく、researchmap の機能改善を行う。また、人材インフラで整備された研究人材のためのキャリア支援・能力開発ポータルサイト (JREC-IN Portal) と researchmap の間で、研究者等の研究成果情報及び研究機関情報を相互活用し、連携を推進する。

v. 科学技術に関する文献情報の提供

イ. 科学技術文献情報提供事業は、「独立行政法人の事務事業の見直しの基本方針」に基づき、平成 24 年度より移管している民間事業者のサービスの実施にあたっては、業務の確実な実行や改善を促すため、民間事業者と密接に連携し、必要な支援を行う。

vi. 評価と評価結果の反映・活用

イ. 収集した資料に掲載された論文等の書誌情報の整備・収録件数について、中期計画の目標値との比較検証を行い、必要に応じて結果を事業の運営に反映させる。

ロ. J-GLOBAL の利用件数について、中期計画の目標値との比較検証を行い、必要に応じて結果を事業の運営に反映させる。

ハ. J-STAGE の参加学協会誌数について、中期計画の目標値との比較検証を行い、必要に応じて結果を事業の運営に反映させる。

ニ. J-STAGE 掲載論文の年間ダウンロード数について中期計画の目標値との比較検証を行い、必要に応じて結果を事業の運営に反映させる。

ホ. 他の機関・サービスとの連携実績について、中期計画の目標値との比較検証を行い、必要に応じて結果を事業の運営に反映させる。

ヘ. J-GLOBAL 及び J-STAGE の利用者に対して満足度を図るアンケートを実施し、本サービスは有用であるとの回答の割合について、中期計画の目標値との比較検証を行い、必要に応じて評価結果を事業の運営に反映させる。

vii. 成果の公表・発信

イ. データベースサービスの利用状況、利用者の満足度等を把握し、これらの成果を分かりやすく社会に向けて情報発信する。

viii. その他、推進すべき事項

イ. 業務に係る男女共同参画を推進する。

b. ライフサイエンスデータベース統合の推進

機構は、基礎研究や産業応用につながる研究開発を含むライフサイエンス研究開発全体の活性化に貢献するため、国が示す方針のもと、各研究機関等におけるライフサイエンス研究の成果が広く研究者コミュニティに共有され、活用されるよう、各研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野のデータベースの統合に必要な研究開発を実施し、外部有識者等を入れた運営委員会から助言を受けつつ、ライフサイエンス分野のデータベースの統合を推進する。

[推進方法]

i. 統合戦略の企画立案

イ. ライフサイエンス分野のデータベースの統合の方法、手順、必要な要素技術などを調査・検討し、データベース統合に向けた基本的な戦略を企画・立案する。

ii. 基盤技術の研究開発

イ. プログラムオフィサーの運営方針のもと、研究開発課題の段階や特性などに応じた効果的な研究開発を推進する。

ロ. データベース統合化の実現に向けて基盤となる技術の研究開発を実施する。また、分野ごとのデータベース統合化を進めるため、継続 11 課題については、年度当初より研究開発を実施する。

ハ. 研究開発の進捗に応じて研究開発計画を機動的に見直し、研究開発費の柔軟な配分を行う。

ニ. 研究開発成果に基づく知的財産の形成に努める。

iii. 統合及びシステムの運用

イ. 統合システム公開用のポータルサイトを引き続き運用するとともに、統合システムの拡充・維持管理等を行う。

iv. 評価と評価結果の反映・活用

イ. 研究開発による成果について、ライフサイエンス分野のデータベースの統合に向けた成果が得られたか検証を行い、必要に応じて事業の運営に反映させる。

ロ. 公開データ数や連携の進展により、ライフサイエンス研究開発全体の活性化に向けた成果が得られたか検証を行い、必要に応じて事業の運営に反映させる。

v. 成果の公表・発信

イ. 研究内容、研究成果に係る論文発表、口頭発表、特許出願の状況及び成果の社会・経済への波及効果等について把握するとともに、研究成果について報道発表、ホームページ、メールマガジン等を活用して、知的財産などの保護に配慮しつつ、分かりやすく社会に向けて情報発信する。

ロ. 研究者に対する事業実施説明会をはじめとする関係の会議等を通じて、研究者自らも社会に向けて研究内容やその成果について情報発信するよう促す。

vi. その他、推進すべき事項

イ. 業務に係る男女共同参画を推進する。

②科学技術イノベーションを支える人材インフラの構築

a. 次世代の科学技術を担う人材の育成

科学技術イノベーション政策を強力に推進していくためには、次世代の科学技術を担う人材の育成を継続的・体系的に行う必要がある。そのため、優れた素質を持つ児童生徒等を発掘し、その才能を伸ばすことを目指し、先進的な理数系教育を実施する高等学校等の支援をはじめとして、

将来の科学技術人材育成に向けた基盤を整備するとともに、学校現場における児童生徒の理数系科目への関心・学習意欲や能力を高める取組を促進するため、理数系教育を担う教員の指導力向上を支援する。

[推進方法]

i. 次世代の科学技術を担う人材育成のための研究開発

- イ. 調査等を通じて、次世代の科学技術を担う人材育成の取組の方向性の検討を行う。
- ロ. プログラムで得られた効果の検証、課題の把握及び改善に向けた検証を行い、各プログラムが相互に関連するよう配慮し、効果的かつ効率的に事業を推進する。

ii. スーパーサイエンスハイスクールの支援

- イ. 文部科学省がスーパーサイエンスハイスクールに指定した高等学校等（以下「指定校」という）200校程度や当該高等学校等を所管する教育委員会等と連携を進め、指定校における先進的な科学技術・理数系科目の学習の取組に関する物品等の調達、謝金・旅費支払い、役務処理及び非常勤講師の配置等の支援を円滑かつ迅速に実施する。
- ロ. 指定校の活動の支援について、支援の満足度に関する調査等を行い、必要に応じて、円滑かつ迅速な支援が可能となるように支援方法に関する見直しを行う。
- ハ. 外部有識者・専門家による委員会や指定校教員等の協力を得ながら、指定校の取組の立案や、実施への活用が期待される優れた取組の収集、抽出及び提供について前年度までの検討結果を反映しつつ実施し、成果の普及を図る。さらにアンケート調査の結果を踏まえ、抽出及び提供方法について検討を継続する。
- ニ. 取組の成果や活動の発表及び普及を図るため、全指定校が参加し、一般の人々も参加する生徒研究発表会等を開催する。また、開催した生徒研究発表会等に関するアンケート調査を行い、必要に応じて内容及び運営等に関する改善を行う。

iii. 科学技術コンテストの推進

- イ. 全国の科学好きな生徒等の研鑽・活躍の場を構築するため、公募により選定した11コンテストの実施機関と協議・決定した実施計画に基づき、国際コンテスト参加者の選抜に係る国内大会の開催、選抜した児童生徒への能力伸長のための強化研修及び国際コンテストへの参加に関する活動を支援するとともに、国際地学オリンピック日本開催について、実施機関と協議・決定した実施計画に基づき、その開催に向けての活動を支援する。さらに、選定した実施機関や文部科学省と協力して、コンテストの横断的な広報活動等を行い、コンテスト実施機関の活動の活性化を図る。また、科学の甲子園並びに科学の甲子園ジュニアについて、競技問題の作成や都道府県代表選考支援を行い、全国大会を開催する。なお、このうち高校生等を対象としたものについては、連携自治体と協力して全国大会を開催する。

iv. 科学技術人材育成活動の実践及び環境整備

- イ. 課題解決型・体験型の次世代人材育成活動を支援するため、大学及び科学館等の外部機関のもつ資源を活用した科学技術、理科及び数学（算数）に関する児童生徒の学習の充実を図る取組を公募し、課題解決的・体験的な内容を含む優れた取組であるか等の観点から、外部有識者・

専門家の参画による事前評価を行い、選定、支援する。対象は生徒の科学的な探究活動の継続的な取組を推進するプログラムのうち、教員の科学研究指導力の向上を図るもので前年度までに選定した5件に加えて新たに選定する2件程度、学校が実施主体となり生徒の科学研究を実践するもので前年度までに選定した115件に加えて新たに選定する30件程度をはじめ、高校生等を対象とした国際的な科学技術人材を育成するプログラムで前年度までに選定した13件に加えて新たに選定する2件程度、理数分野に関して高い意欲・能力を有する児童生徒を対象とした課題研究・体系的教育プログラムで新たに選定する5件程度、及び女子中高生の理系進路選択を支援する学習プログラムで新たに選定する10件程度、及び中高生の科学部活動を振興するプログラムで前年度までに選定した32件とする。また、次年度の取組の公募を実施する。

- ロ. 理数系教員が優れた指導方法を修得することを支援するため、教員が研究現場において最先端の科学技術を体感するとともに、才能ある生徒を伸ばすための効果的な指導方法を修得するためのプログラム5件の取組を支援する。
- ハ. 児童生徒の科学技術に関する興味・関心や知的探究心等を向上させる授業の実施を支援するため、外部有識者・専門家による委員会の審議や教員等の要望を踏まえつつ、理科学習に利用しやすい教員用のデジタル教材を、インターネット等を通じて提供する。また、児童生徒用の自主学習用補助教材や、教員用の補助教材について、外部有識者・専門家の意見や前年度の活用状況を踏まえつつ制作し、発行・配布する。

v. 評価と評価結果の反映・活用

- イ. 次世代の科学技術を担う人材育成のための研究開発においては、行った調査や効果の検証を以後の活動に反映させる。
- ロ. スーパーサイエンスハイスクールの支援においては事業関係者、教員及び生徒等へアンケート調査等を行い、得られた本事業についての意見等を踏まえ、文部科学省と連携し、外部有識者・専門家の参画による評価を実施し、必要に応じて得られた結果を事業の運営に反映させる。
- ハ. 科学技術コンテストの推進においてはプログラムごとに、事業関係者、児童生徒等へアンケート調査等を行い、得られた本事業についての意見等を踏まえ、外部有識者・専門家の参画による評価を実施し、必要に応じて得られた結果を事業の運営に反映させる。
- ニ. 科学技術人材育成活動の実践及び環境整備においてはプログラムごとに、事業関係者、児童生徒、教員等へアンケート調査等を行い、得られた本事業についての意見等を踏まえ、外部有識者・専門家の参画による評価を実施し、必要に応じて得られた結果を事業の運営に反映させる。

vi. 成果の公表・発信

- イ. スーパーサイエンスハイスクールの支援においては文部科学省と連携し、取組の内容及び生徒の科学技術に関する学習意欲及び卒業後の進路等の成果について、科学技術コンテストの推進においては取組の内容及び児童生徒等の科学技術に関する学習意欲等の成果について、科学技術人材育成活動の実践及び環境整備においては取組の内容、児童生徒等の科学技術に関する学習意欲等の成果及び受講した教員等の取組修了後の活動等の成果について、ホームページ等を活用して分かりやすく社会に向けて発信する。

vii. その他、推進すべき事項

イ. 業務に係る男女共同参画を推進する。

b. 科学技術イノベーションに関与する人材の支援

機構は、博士課程の学生、博士研究員、研究者及び技術者等の高度人材（以下「高度人材」という）の活躍の場の拡大を促進するため、産学官連携のもと、キャリア開発に資する情報の提供及び能力開発に資する情報の提供等を行う。

[推進方法]

i. 高度人材のキャリア開発に資する情報の提供

イ. 大学・研究機関の人材育成センターや民間の情報提供機関と連携し、求人・求職情報のデータベースを整備・提供する。また、高度人材のキャリア開発のため、利用者ニーズや外部有識者・専門家の意見を踏まえ、科学技術分野を含む高度人材向けの自習教材コンテンツを制作・提供する。

ロ. サービスの利用を促進するため、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）の活用や連携機関の拡大により効果的にその普及を図る。

ii. 高度人材のキャリア開発に資する情報の活用の支援

イ. 大学・研究機関の人材育成センターや民間の情報提供機関との情報の相互共有等の連携を進め、利便性の向上を図る。

ロ. 知識インフラの構築により整備された高度人材の研究成果情報や研究機関の情報を求人・求職情報等に活用し、発信効果の拡大と利便性向上につなげるための連携を推進する。

iii. 評価と評価結果の反映・活用

イ. 他の機関・サービスとの連携実績について、中期計画の目標値との比較検証を行い、必要に応じて結果を事業の運営に反映させる。

ロ. サービスの利用者にアンケートを実施し、本サービスが有用であるとの回答の割合について、中期計画の目標値との比較検証を行い、必要に応じて結果を事業の運営に反映させる。

ハ. 本サービスの利用登録者数について、中期計画の目標値との比較検証を行い、必要に応じて結果を事業の運営に反映させる。

iv. 成果の公表・発信

イ. 計画の達成度、サービスの利用状況、利用者の満足度等を把握し、分かりやすく社会に向けて情報発信する。

v. その他、推進すべき事項

イ. 業務に係る男女共同参画を推進する。

c. 海外との人材交流基盤の構築

(i) 外国人研究者宿舎の提供

外国人研究者が我が国で研究活動を行うにあたり、住環境が障害とならないように外国人研究者

に宿舎を提供する。

[推進方法]

i. 外国人研究者宿舎の運営

イ. 外国人研究者用の宿舎を委託により運営することにより、外国人研究者が研究に専念できる環境を整備・提供する。

ii. 運営状況の把握及び改善

イ. 委託先である運営業者が、契約に基づき、適切に外国人研究者宿舎を運営し、各種生活支援サービスを提供しているか、常に把握し、必要に応じ改善されるよう努める。

iii. 評価と評価結果の反映・活用

イ. 外国人研究者宿舎の入居率について、中期計画の目標値との比較検証を行い、必要に応じて比較検証した結果を事業の運営に反映させる。

iv. 成果の公表・発信

イ. 外国人研究者宿舎の運営状況及びその波及効果について把握し、ホームページ等を通じて、社会に向けて情報発信する。

(ii) 科学技術分野におけるアジアとの青少年交流の促進

海外からの優秀な科学技術イノベーション人材の将来の獲得に資するため、科学技術分野でのアジアとの青少年交流を促進する。

[推進方法]

i. 事業の基本方針の策定

イ. 機構は、外部の専門家を交えた委員会を組織し、事業の目的、事業の実施方法、招へい目標人数等を定めた基本方針について、委員会の審議を経た上で策定する。

ii. 特に優秀な人材の招へい（交流事業）

イ. 機構は、招へい対象国からの優秀な青少年の招へいに資するため、機構が実施してきた国際共同研究の枠組みや、青少年国際交流の枠組みで得られた情報等を元に、招へい国において、教育や科学技術研究などで高いレベルを有する高等学校や大学、研究機関について、リスト化し、送出し機関として登録する。

ロ. 機構は、招へい対象国・地域の科学技術・教育関連の省庁や公的機関等に事業の趣旨を説明し、事業への参画を促す。

ハ. 機構は、日本の受入機関と海外の送出し機関が共同で作成する交流計画について、機構に提出された交流計画案が基本方針を達成する上で適当なものかどうか等の視点に基づき、委員会において審査する。交流計画の作成に当たっては、交流計画中に、機構が用意する「科学技術交流コンテンツのプラットフォーム」のコンテンツを原則として盛り込むこととする。機構は、審査結果に基づき、必要に応じて交流計画の一部変更等の指示を行ったうえで、交流計画を決

定する。

ニ. 決定された交流計画については、機構と受入機関において契約を締結し、事業を実施する。

ホ. 機構は、交流計画を実施した機関から成果報告書を受領し、得られた成果等を事業の質の向上につなげるため、今後の事業の推進に活用する。

iii. 科学技術交流コンテンツのプラットフォーム構築

イ. 機構は、自らが有する科学技術交流に関するコンテンツに加え、他機関が行う科学技術交流イベント、展示館等のコンテンツをリスト化し、「科学技術交流コンテンツのプラットフォーム」としてウェブ上で概要を公開する。

ロ. プラットフォームの情報を、国際交流活動を実施する機関に提供し、当該実施機関の交流事業において上記のコンテンツの使用を促すため、機構は、情報提供、交流事業に適切なコンテンツ案の提示や、コンテンツを活用する場合の日程調整等、交流事業実施機関の要請に応じて必要な支援を行う。

iv. 評価と評価結果の反映・活用

イ. 機構が招へいした青少年数及び機構が提供する科学技術交流コンテンツへの参加者数について、中期計画の目標値との比較検証を行い、必要に応じてその結果を事業の運営に反映させる

ロ. 交流事業の実施結果を踏まえ、優秀な青少年を招へいできるスキームとなっていることを確認する。

ハ. 本事業に参加した青少年に対して、事業内容の日本の科学技術に対する関心や将来の日本への留学、就職の希望等を調査する等、中期計画の目標値との比較検証を行い、必要に応じて結果を事業の運営に反映させる。

ニ. 日本の大学・研究機関や企業が必要とする人材の獲得につながるよう、本事業に参加した青少年に対して、帰国後もメールマガジン等で日本の科学技術に関する情報や留学情報を提供する。また、日本への再来日を含めた帰国後の進路等を追跡するためのスキームの運用を行う。

v. 成果の公表・発信

イ. 事業の実施結果について取りまとめ、交流事業に関わった機関に対して提供する。また事業成果を広く発信し、国内外の機関に本事業への参加を促す。

d. プログラム・マネージャーの育成

イノベーションの可能性に富んだ研究開発プロジェクトの企画・遂行・管理等を担う人材であるプログラム・マネージャー（PM）を育成するため、必要な知識・スキルを習得し、自らがPMとしてマネジメントするプロジェクトの企画・提案までを実習として行う、実践的な育成プログラムの参加者を公募し、当該プログラムを基に研修を実施する。

[推進方法]

プログラム・マネージャー（PM）を育成するため、平成 27 年度に受け入れた研修生については引き続き研修を実施するとともに、平成 28 年度新たに公募し、受け入れる研修生に対しては、平成 27 年度の実施状況を踏まえて改善を行い、より良い内容・方法で研修を実施する。また、平成

28年10月から、平成27年度受入研修生の中から選考した研修生に第2ステージを実施する。

e. 公正な研究活動の推進

競争的資金等の研究資金を通じ、多くの研究成果が創出される一方で、研究活動における不正行為への対応も求められている。これに対し、公正な研究活動を推進するため、各研究機関において研究倫理教育が着実に行われるよう、文部科学省や他の公的研究資金配分機関と連携し、支援を行うとともに、機構の事業に応募する研究者に、研究倫理教育の履修を確認する。

[推進方法]

i. 関係機関との連携体制の構築

イ. 文部科学省や他の公的研究資金配分機関における研究倫理教材の開発等の取組に関する情報交換を行う。

ロ. 各研究機関の研究倫理教育の責任者等に対する研修会やシンポジウムを実施し、研究倫理の知識向上のための支援を行う。

ii. 研究倫理教育の履修の確認

イ. 機構の事業の公募時に申請者に対し、研究倫理教育を履修していることを確認する。

ロ. 機構の事業に参画する研究者に対し、eラーニングによる研究倫理教育教材の受講がなされていることを確認する。

iii. 成果の活用及び公表・発信

イ. 研究倫理教育教材の普及や高度化がなされるよう、研究倫理に関するポータルサイトを通じ情報発信する。

iv. 評価と評価結果の反映・活用

イ. 実施内容について、各研究機関の研究倫理教育の責任者等の意見を収集し、必要に応じてその後の事業運営に反映させる。

③コミュニケーションインフラの構築

我が国の科学技術政策について国民の理解と信頼を得るとともに、国民の科学技術リテラシーの向上を図るためには、双方向の科学技術コミュニケーション活動を一層推進する必要がある。機構は、地域や年齢等を問わず、国民全体に対する科学技術コミュニケーション活動を活性化するため、リスクコミュニケーションを含む多様な科学技術コミュニケーションを推進するとともに、コミュニケーションの場を作り出すことによって、科学技術コミュニケーションの基盤（インフラ）を構築する。

[推進方法]

i. 科学技術コミュニケーション手法の調査・研究

イ. 我が国の科学技術に関するコミュニケーション（リスクコミュニケーションなど政策的に進めるべき課題を含む）の現状を把握するとともに、大学・研究機関等と協働し、調査研究を行う。

ロ. イ. で行う調査研究の成果を、他事業や文部科学省リスクコミュニケーション事業等と連携し、展開を図る。

ii. 科学技術コミュニケーション活動の実施者の支援及びネットワーク構築の支援

イ. 機関（日本国内の科学館・科学系博物館等、大学・高等専門学校、公的研究機関、学協会、地方公共団体、公益法人・非営利法人、民間企業等）が実施する対話・協働型の科学技術コミュニケーション活動による社会的な課題の解決を図る取組について、サイエンスアゴラへの参加を促す等により、機関の相互協力による全国的なネットワークの構築に向けて取り組むとともに、科学技術コミュニケーション活動を地域に根付いた活動として定着させるため、地域内に存在する様々な活動主体と連携し、地域ネットワークを構築する取組（前年度からの継続5件を含む）を支援する。また、新たに支援する取組について公募を行い、外部有識者・専門家による事前評価を経て、支援する取組を選定する。さらに、次年度の取組の公募について実施する。

iii. 日本科学未来館の運営を通じた科学技術コミュニケーションの推進

イ. 科学技術政策について国民の理解と信頼を得るとともに、国民の科学技術リテラシーの向上に寄与するため、国民と研究者等との双方向科学技術コミュニケーションの実践を推進する拠点である日本科学未来館の運営を通して、科学技術コミュニケーションの場を提供する。また、国民の期待や社会的要請の把握に一層努めつつ、参加者の拡大及び科学技術への興味・関心や理解の向上を図る。

ロ. 日本科学未来館における来館者との対話、最先端の科学技術に関する調査、常設展や企画展の調査・企画、館内外におけるイベントの企画・実施、学校・教育機関や国内外の科学館等との連携活動や情報発信等の実践を通じ、科学技術と社会とをつなぐ役割を担う科学コミュニケーターを養成する。また、研究者等に対して、科学技術コミュニケーションの能力開発を行うため、実践の場としての日本科学未来館の特色を活かした研修プログラムを実施する。

ハ. 国が推進する研究や最先端の科学技術動向等を踏まえ、科学技術を分かりやすく伝え、多様な科学技術コミュニケーション活動を促進するための常設展、企画展等を、研究者等の監修や参画のもと、企画・開発し、日本科学未来館等において展示する。また、企画・開発した展示やノウハウ等を国内外の科学館等に普及展開する。

iv. ポータルサイト及びサイエンスアゴラの運営

イ. 情報技術を活用し、社会事象に沿った、質が高く分かりやすい科学技術コンテンツを制作し、サイエンスチャンネルやサイエンスポータル等から発信しつつ、これらのサイトを統合的に運営する。

ロ. サイエンスアゴラの企画・開催等を通じて、幅広い層を対象に科学技術への興味・関心や理解の向上を図るとともに、科学と社会との関係深化を目指し価値共創に向けた取組みを行う。

v. 評価と評価結果の反映・活用

イ. 実施内容について参加者、来館者、養成対象の科学コミュニケーター等の意見を収集するとともに、実施した支援等について、外部有識者・専門家による事業評価を実施する。事業評価結

果は、中期計画の目標値との比較検証を行い、必要に応じてその後の事業運営に反映させる。

vi. 成果の公表・発信

イ. 実施した科学技術コミュニケーション活動及び成果等をホームページ等を活用して社会に向けて分かりやすく情報発信する。また、参加者、利用者、外部有識者、専門家等からの意見を踏まえ、制作するコンテンツや発信方法について検討・改善を行う。

vii. その他、推進すべき事項

イ. 業務に係る男女共同参画を推進する。

ロ. 今年度の科学技術コミュニケーションの場への参加者数について 158 万人を目標値とする。

3. その他行政等のために必要な業務

(1) 関係行政機関からの受託等による事業の推進

我が国の科学技術の振興に貢献するため、関係行政機関からの受託等について、その事業目的の達成に資するよう、機構のもつ専門的能力を活用し実施する。

(2) 戦略的イノベーション創造プログラム（S I P）の実施

府省の枠を超え、基礎研究から実用化・事業化までをも見据えた研究開発を推進し、イノベーションの実現を目指すS I Pにおいて、機構が管理法人として指定された課題について、総合科学技術・イノベーション会議が策定する実施方針及び総合科学技術・イノベーション会議が任命したプログラムディレクターがとりまとめ、ガバナリングボードが承認した研究開発計画に沿って、管理業務を実施する。

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 組織の編成及び運営

- ・理事長のリーダーシップにより、機動的・弾力的に資源配分を行い業務の効率化を推進する。また、組織を再編して効率化を推進しつつ、全体の統括機能を強化することで、ガバナンス体制を整備する。
- ・中期目標の達成を阻害する課題（リスク）の把握と対応を適切に行う体制を維持し、リスクの対応を確実に行う。
- ・法令遵守、内部統制のための組織を整備し、具体的な課題については、案内又は各種説明会を開催するなどして、職員の意識をより一層高めるよう努める。
- ・内部監査や監事監査等を効果的に活用しつつ、モニタリング等を充実させる。

2. 業務の合理化・効率化

- ・一般管理費（公租公課を除く）及び科学技術文献情報提供事業以外の業務に係る業務経費（競争的資金を除く）については、中期計画で定められた削減率の達成を目指す。競争的資金については、研究開発課題の適切な評価、制度の不断の見直しや業務運営に係る事務管理経費の効率化を行うとともに、その効果を具体的に明確にする。また、業務全般については、以下の項目の取組により合理化・効率化を行う。
- ・国の少額随意契約基準以上の調達案件については原則として一般競争入札によるものとし、やむを得ず随意契約とする場合であっても企画競争等により競争原理を働かせるものとする。ただし、公募による研究契約等については、外部有識者の評価を経て行っているため除く。一般競争入札においては、引き続き1者応札率の改善に向け努力する。また、国の少額随意契約基準以上の契約全てについて、ホームページ等を活用して契約情報を公表することにより、契約の透明性を高める。
- ・研究開発の特性に応じた調達について、適宜他の研究開発法人と情報交換を行い、経費節減や費用対効果の観点から適用可能な取り組み（ベストプラクティス）があれば採用に向けて取り組む。
- ・上記二項目を踏まえ、調達の合理化の資するため重点的に取り組む分野を選定の上、ガバナンスの徹底の観点も含めて調達等合理化計画を策定・公表し、当該調達等合理化計画に記載した目標を着実に実行する。
- ・関連公益法人等について、機構と当該法人との再就職の状況や取引の状況等を公表するなどの取組により、一層の透明性が確保されるよう努める。
- ・情報化統括責任者（CIO）を補佐する体制を整備し、以下について実施する。
 - ① 情報システムについてガバナンスを整備する。
 - ② 情報システムに係る調達について精査を行う。
 - ③ 事故・事象に備え体制の整備を図るとともに、職員研修を実施する。
- ・以下の取組により、情報セキュリティ対策を推進する。
 - ① 最高情報セキュリティ責任者（CISO）の指揮のもと、政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。
 - ② 情報セキュリティのPDCAが回る仕組みを確立する。
 - ③ システムの統合化を進め、情報の共有化と業務効率化を促進する。
 - ④ サイバー攻撃に対する総合的な対策を推進する。

- ・本部（埼玉県川口市）については、保有の必要性や分散設置の必要性について、移転等のトータルコスト等も踏まえた調査結果をまとめる。東京都練馬区の職員宿舎については、処分に向けた必要な手続きを進める。情報資料館（東京都練馬区）については、業務を筑波資料センター（茨城県つくば市）に統合し、国庫納付手続きを進める。
- ・以下の取組により、研究成果の活用促進及び管理の適正化を一層推進する。
 - ① 機構の保有特許のみならず、大学や企業等の特許も含めその活用促進を図る。このとき、特許のパッケージ化によるライセンス活動に注力する。
 - ② 知的財産の活用のためには国際的な権利取得が必要となることを踏まえ、原則として、国際出願をすることが適切と考えられる発明を出願、審査請求する。
 - ③ 大学等からの特許集約にあたっては、大学等単独では困難であるが機構が集約することで活用が見込まれる観点から知財を取得する。
 - ④ 出願審査段階での中間対応時や権利取得後の特許料納付時において、利活用の観点から再評価を行い、利活用の見込みがない特許については権利放棄する。
- ・給与水準については、国家公務員の給与水準を十分配慮し、機構の業務の特殊性を踏まえた適正な水準を維持するとともに、検証結果や取組状況を公表する。

3. 財務内容の改善

- ・日本科学未来館の運営にあたり、入場料収入や施設使用料等の自己収入についての実績を把握し、積極的に自己収入の増加に向けた取組を進めることにより、計画的な運営を行う。
- ・科学技術文献情報提供事業については、策定した経営改善計画に基づき、累積欠損金の縮減を図る。
- ・毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行う。

III 予算、収支計画及び資金計画

別紙参照

IV 短期借入金の限度額

- ・短期借入金の限度額は263億円とする。短期借入が想定される事態としては、運営費交付金等の受け入れに遅延が生じた場合、緊急性の高い不測の事態が生じた場合等である。

IV. 2. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

- ・与野宿舎については、譲渡収入による国庫納付に向け、必要な手続きを進める。

V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

- ・重要な財産を譲渡、処分する計画はない。

VI 剰余金の使途

- ・機構の実施する業務の充実、所有施設の改修、職員教育、業務の情報化、広報の充実に充てる。
ただし、出資事業から生じた剰余金は、同事業に充てる。

VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設及び設備に関する計画

- ・機構の実施する業務を効果的・効率的に推進するため、日本科学未来館を整備・更新する。
なお、施設整備費補助金には平成27年度補正予算（第1号）により「災害復旧・防災減災事業」として措置された施設整備補助金が含まれることを認識し、次の施設の整備のために活用する。

①日本科学未来館の施設の整備

i. 日本科学未来館の施設の整備

- イ. 最先端の科学技術に関する情報の受発信等を行う場である同施設における安全且つ安定的な事業の実施を担保し、多くの来館者を迎える施設として安全で安定的・継続的な運用を図るため、中央監視システム（非常通話装置）及び避難誘導灯に係る老朽化した施設の更新等行う。

ii. 評価と評価結果の反映・活用

- イ. 機構は、事業の進捗状況を把握し、必要に応じて事業の運営に反映させる。

2. 人事に関する計画

(1) 人材配置

- ・定年制職員について、業績評価（あらかじめ業務目標を設定し、その達成状況に基づく評価）並びに発揮能力評価（職員の役職に応じて設定された行動項目に基づく評価）を実施し、その評価結果については、給与、人事配置に活用する。任期制職員についても、評価を行い、その結果を給与等に反映する。また、評価結果を踏まえた人材開発、教育訓練を行う。

(2) 人材育成

- ・採用時研修、階層別研修等、業務の円滑な遂行に向けた能力開発のためのプログラム等の年間研修計画を策定し、計画に基づき、職員に研修プログラムを提供する。

(3) 計画的合理化

- ・中期計画期間中に予定されている、研究員の雇用形態を科学技術振興機構の直接雇用から大学や研究機関等への委託に順次変更していることによる管理部門等の関係部門の業務の縮小等に伴う職員の計画的合理化の達成に向け、予算状況を踏まえつつ、人材の配置及び管理を行う。

3. 中期目標期間を超える債務負担

- ・中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行うことがある。

4. 積立金の使途

- ・前期中期目標期間中の最終年度における積立金残高のうち、文部科学大臣の承認を受けた金額については、独立行政法人科学技術振興機構法に定める業務の財源に充てる。

(別紙)

Ⅲ 予算、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月 予算

(総計)

区別	金額 (単位：百万円)
収入	
運営費交付金	113,648
政府出資金	12,000
自己収入	4,189
繰越金	907
目的積立金取崩額	106
計	130,849
支出	
一般管理費	1,470
物件費	1,084
公租公課	386
業務経費	118,969
戦略的イノベーション創造プログラム業務経費	12,477
人件費	10,900
計	143,816

[注釈 1] 政府出資金は、平成 28 年度補正予算 (第 2 号) により「未来への投資を実現する経済対策」(平成 28 年 8 月 2 日閣議決定)の「生産性向上へ向けた取組の加速」のために措置された、企業等が行う、大学等の優れた研究成果の企業化の加速を支援するための事業に係る予算である。

[注釈 2] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(一般勘定)

(単位：百万円)

区別	科学技術イノベ創 出推進	科学技術 基盤形成	法人共通	合計
収入				
運営費交付金	96,787	12,060	4,801	113,648
政府出資金	12,000	0	0	12,000
自己収入	1,300	658	434	2,392
繰越金	0	0	0	0
目的積立取崩額		0	106	106
計	110,087	12,718	5,341	128,146
支出				
一般管理費	0	0	1,378	1,378
物件費	0	0	1,004	1,004
公租公課	0	0	374	374
業務経費	92,718	11,185	0	103,904
戦略的イノベーション創造プログラム 業務経費	12,477	0	0	12,477
人件費	4,892	1,532	3,963	10,388
計	110,087	12,718	5,341	128,146

[注釈1] 政府出資金は、平成28年度補正予算（第2号）により「未来への投資を実現する経済対策」（平成28年8月2日閣議決定）の「生産性向上へ向けた取組の加速」のために措置された、企業等が行う、大学等の優れた研究成果の企業化の加速を支援するための事業に係る予算である。

[注釈2] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(文献情報提供勘定)

区別	金額（単位：百万円）
収入	
自己収入	1,779
繰越金	907
計	2,685
支出	
一般管理費	87
物件費	75
公租公課	12
業務経費	1,550
人件費	98
計	1,735

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(革新的新技術研究開発業務勘定)

区別	金額 (単位：百万円)
収入	
自己収入	18
計	18
支出	
一般管理費	6
物件費	6
業務経費	13,516
人件費	414
計	13,936

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

2. 収支計画

平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月 収支計画

(総計)

区別	金額 (単位：百万円)
費用の部	1 3 3, 9 2 8
經常費用	1 3 3, 1 2 2
一般管理費	1, 2 7 1
物件費	8 8 5
公租公課	3 8 6
業務経費	1 0 3, 2 1 2
戦略的イノベーション創造プログラム業務経費	1 1, 4 5 7
人件費	1 0, 9 0 0
受託等経費	0
減価償却費	6, 2 8 3
財務費用	0
臨時損失	8 0 5
収益の部	1 3 4, 0 0 6
運営費交付金収益	1 1 0, 5 5 6
革新的研究開発基金補助金収益	1 3, 9 2 1
業務収入	2, 7 3 9
その他の収入	5 7 2
受託等収入	0
資産見返運営費交付金戻入	4, 5 1 0
資産見返施設費戻入	0
資産見返補助金等戻入	8 7 7
資産見返寄付金戻入	0
臨時利益	8 3 2
純利益	7 9
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0
目的積立金取崩額	1 0 6
総利益	1 8 4

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(一般勘定)

(単位：百万円)

区別	科学技術イノ ベ創出推進	科学技術 基盤形成	法人共通	合計
費用の部	100,019	13,043	5,308	118,370
経常費用	99,246	13,011	5,307	117,565
一般管理費	0	0	1,178	1,178
物件費	0	0	804	804
公租公課	0	0	374	374
業務経費	78,724	10,845	0	89,568
戦略的イノベーション創造プログラム業務経費	11,457	0	0	11,457
人件費	4,892	1,532	3,963	10,388
受託等経費	0	0	0	0
減価償却費	4,173	635	166	4,974
財務費用	0	0	0	0
臨時損失	773	32	1	805
収益の部	100,043	13,043	5,203	118,288
運営費交付金収益	94,176	11,717	4,663	110,556
業務収入	421	658	0	1,079
その他の収入	0	0	434	434
受託等収入	0	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	3,909	517	85	4,510
資産見返施設費戻入	0	0	0	0
資産見返補助金等戻入	737	120	20	877
資産見返寄付金戻入	0	0	0	0
臨時利益	800	32	1	832
純利益又は純損失	24	0	-106	-82
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0	0	0	0
目的積立金取崩額	0	0	106	106
総利益又は総損失	24	0	0	24

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(文献情報提供勘定)

区別	金額 (単位：百万円)
費用の部	1, 6 2 2
經常費用	1, 6 2 2
一般管理費	8 7
物件費	7 5
公租公課	1 2
業務経費	1 3 9
人件費	9 8
減価償却費	1, 2 9 8
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	1, 7 8 2
業務収入	1, 6 6 0
その他の収入	1 2 3
臨時利益	0
純利益	1 6 0
目的積立金取崩額	0
総利益	1 6 0

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(革新的新技術研究開発業務勘定)

区別	金額 (単位：百万円)
費用の部	1 3, 9 3 6
經常費用	1 3, 9 3 6
一般管理費	6
物件費	6
業務経費	1 3, 5 0 4
人件費	4 1 4
減価償却費	1 1
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	1 3, 9 3 6
革新的研究開発基金補助金収益	1 3, 9 2 1
その他の収入	1 5
資産見返補助金等戻入	0
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩額	0
総利益	0

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

3. 資金計画

平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月 資金計画

(総計)

区別	金額 (単位：百万円)
資金支出	1 9 3, 8 2 1
業務活動による支出	1 4 7, 5 8 0
投資活動による支出	3 8, 3 2 6
財務活動による支出	8 9
翌年度への繰越金	7, 8 2 7
資金収入	1 9 3, 8 2 1
業務活動による収入	1 1 7, 8 3 7
運営費交付金による収入	1 1 3, 6 4 8
業務収入	3, 6 4 1
その他の収入	5 4 8
受託等収入	0
投資活動による収入	4 7, 1 6 7
施設整備費による収入	0
定期預金解約等による収入	4 7, 1 6 7
財務活動による収入	1 2, 0 0 0
政府出資金の受入による収入	1 2, 0 0 0
前年度よりの繰越金	1 6, 8 1 7

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(一般勘定)

(単位：百万円)

区別	科学技術イノ ベ創出推進	科学技術 基盤形成	法人共通	合計
資金支出	122,891	13,093	27,091	163,074
業務活動による支出	115,425	12,538	5,290	133,253
投資活動による支出	3,121	291	20,152	23,564
財務活動による支出	0	0	78	78
翌年度への繰越金	4,345	264	1,572	6,181
資金収入	122,891	13,093	27,091	163,074
業務活動による収入	98,087	12,718	5,235	116,041
運営費交付金による収入	96,787	12,060	4,801	113,648
業務収入	1,300	658	0	1,958
その他の収入	0	0	434	434
受託等収入	0	0	0	0
投資活動による収入	0	0	20,000	20,000
施設整備費による収入	0	0	0	0
定期預金解約等による収入	0	0	20,000	20,000
財務活動による収入	12,000	0	0	12,000
政府出資金の受入による収入	12,000	0		12,000
前年度よりの繰越金	12,803	375	1,856	15,034

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(文献情報提供勘定)

区別	金額 (単位：百万円)
資金支出	7,082
業務活動による支出	396
投資活動による支出	6,157
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	529
資金収入	7,082
業務活動による収入	1,779
業務収入	1,682
その他の収入	96
投資活動による収入	4,771
定期預金解約等による収入	4,771
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	532

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(革新的新技術研究開発業務勘定)

区別	金額 (単位：百万円)
資金支出	23,665
業務活動による支出	13,931
投資活動による支出	8,606
財務活動による支出	11
翌年度への繰越金	1,117
資金収入	23,665
業務活動による収入	18
その他の収入	18
投資活動による収入	22,396
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	1,251

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。